

答 申

新宿区基本計画 に盛り込むべき施策のあり方について

平成29年2月13日
新宿区基本構想審議会

答 申

本審議会は、平成28年7月15日、貴職から諮問を受け、「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」審議を行ってまいりました。その結果をとりまとめましたので、ここに答申いたします。

なお、審議会では、区政に対する具体的な指摘や提案も多数ありましたので、意見集としてまとめました。本答申と共に区長へ提出いたしますので、充分尊重していただき、今後の区政運営に取り組んでいただくことを望みます。

平成29年2月13日

新宿区長 吉住 健一 様

新宿区基本構想審議会 会長 金安 岩男

答申にあたって

私たち35名で構成する「新宿区基本構想審議会」は、平成30年度から始まる新たな基本計画の策定に向けて、平成28年7月15日、吉住新宿区長より、「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」諮問を受け、審議を行ってまいりました。このたび、当審議会において、施策の方向性について最終的にとりまとめましたので、ここに答申いたします。

審議にあたっては、5つの基本政策と32の個別施策の方向性を示した資料をもとに、誰もが住みたい、住み続けたいと願うまちの実現に向けて、10年間の新宿区を展望するとともに、その先も見据えた区政の進むべき基本的方向について、議論を重ねてまいりました。限られた時間の中で多岐にわたる分野を審議することは容易ではありませんでしたが、それぞれ立場の異なる35名が、様々な視点から意見を出し合い、ここに答申できたことは、大変意義深いものです。

なお、ご意見のなかには、具体的な課題に対する重要な指摘や提案もありました。それらは、当審議会の意見として本答申と共に区長へ提出いたします。私たち35名の想いとして充分尊重していただき、今後の区政運営に取り組んでいくことを望みます。

これまでの10年を振り返りますと、急速な少子高齢化の進行や人口減少社会への突入、リーマンショックによる社会経済への打撃、東日本大震災や熊本地震の発生など、様々な情勢の変化がありました。また、この先の10年を考えてみても、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える2025年の到来、首都直下地震発生の切迫性の高まりなど、新宿区政を取り巻く社会情勢は大きく変化することが予測されます。様々な困難に遭遇しても、基本構想で掲げる“めざすまちの姿”『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」を実現するため、本答申を踏まえ、区の進むべき方向を明らかにした基本計画を策定し、着実に区政を推進されることを願います。

区民に最も身近な基礎自治体である区として、現場、現実を重視し、区民視点に立って区政を推進することが重要です。区民と行政がともに地域の課題を共有し、参画と協働によって新宿区の未来を構築していくことを心から期待します。

新宿区基本構想審議会 会長 金安 岩男

目 次

新宿区総合計画について

1	計画の体系について	1
2	総合計画（基本計画・都市マスタープラン）のイメージ図	1
3	新たな総合計画の策定	2
4	施策体系	3
5	計画内容のあらまし	4

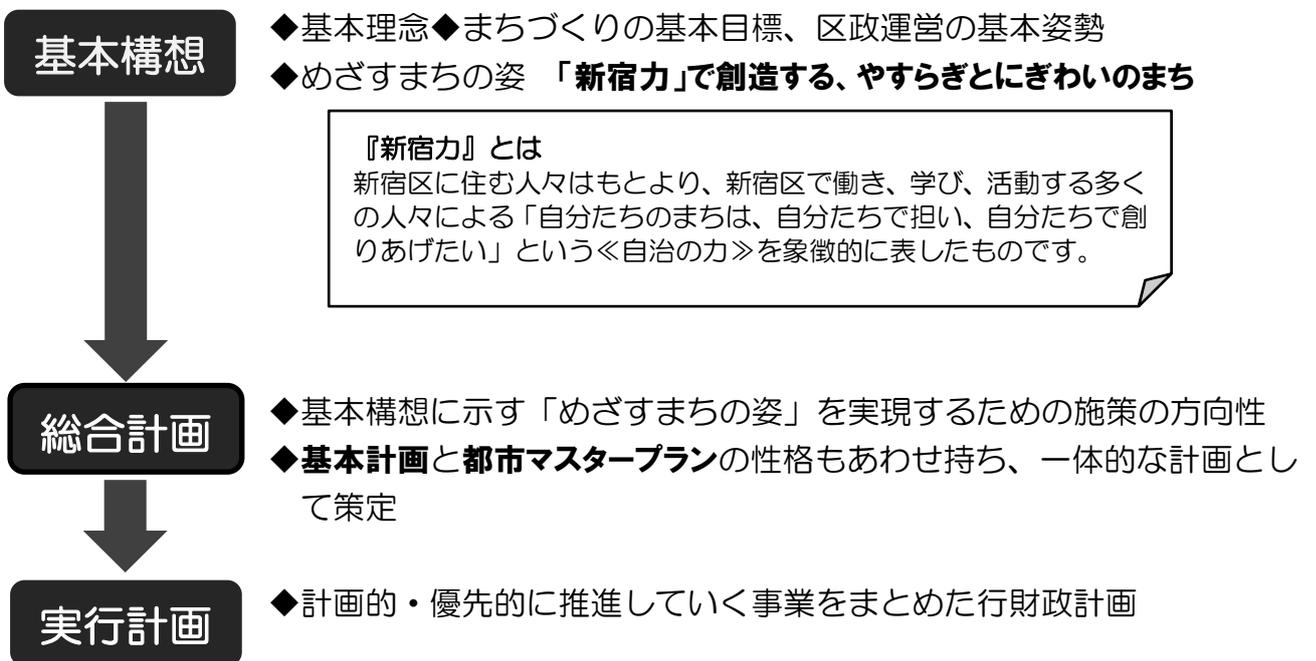
新宿区基本計画

1	基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿	11
2	基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	43
3	基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	63
4	基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立	95
5	基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所	98
	資 料	102

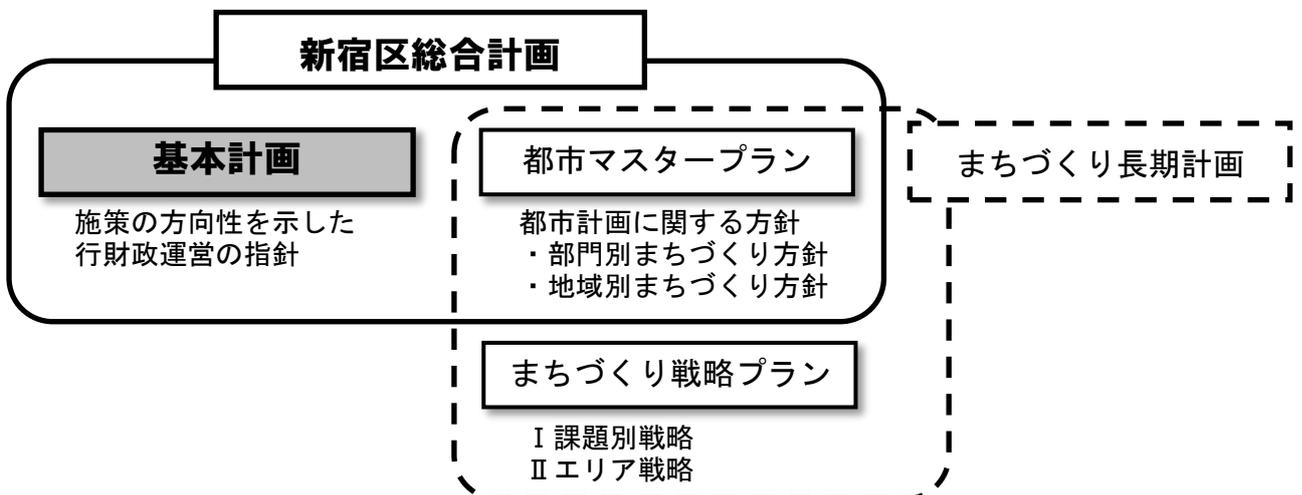
新宿区総合計画について

1 計画の体系について

区では、まちづくりの基本指針である「**基本構想**」を定め、この基本構想を受けた区の**最上位計画**として「**総合計画**」を策定しています。そして、総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくために「**実行計画**」を策定しています。



2 総合計画（基本計画・都市マスタープラン）のイメージ図



3 新たな総合計画の策定

- 現在の「**基本構想**」に示す「めざすまちの姿 **『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち**」の実現に向けて、平成30年度から始まる“新たな総合計画”を策定します。
(※現在の基本構想を継承します。基本構想の概要については下記参照)
- 新たな総合計画の計画期間は10年程度とします。
(平成30～39年度の10年間)
- “新たな総合計画”は、次の5つの基本政策をベースに策定します。
 - I 暮らしやすさ1番の新宿
 - II 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
 - III 賑わい都市・新宿の創造
 - IV 健全な区財政の確立
 - V 好感度1番の区役所
- “新たな総合計画”は、次の視点により策定を進めます。
 - (1) **社会状況の変化**に伴う**新たな行政需要**に的確に対応した計画とする。
 - (2) 現在の新宿区総合計画の**実績や取組み状況を踏まえた**計画とする。
 - (3) 多くの**区民の意見を反映**した計画とする。
 - (4) **区民等と行政、それぞれが果たすべき役割が見える**計画とする。
 - (5) 区民にとって**分かりやすい**計画とする。

(策定スケジュール)

- 平成28年7月 諮問(基本構想審議会・都市計画審議会)
- 11～12月 骨子案のパブリック・コメントと地域説明会
- 平成29年2月 答申(基本構想審議会・都市計画審議会)
- 8～9月 素案のパブリック・コメントと地域説明会
- 11～12月 区議会に上程、総合計画の策定

◆基本構想の概要

《位置付け》

- 新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするもの
- 区が策定・推進するすべての計画は基本構想を踏まえたものとする

《めざすまちの姿》

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

※『新宿力』とは、新宿に住み、働き、学び、活動する人々による自治の力を、象徴的に表したものです。

《三つの基本理念》

- 区民が主役の自治を創ります
- 一人ひとりを人として大切に社会を築きます
- 次の世代が夢と希望を持てる社会をめざします

4 施策体系

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

個別施策	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる 健康寿命の延伸 に向けた取組みの充実	P11
	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる 地域包括ケアシステム の構築	P15
	3 障害者 がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	P19
	4 安心して 子育て 環境の整備	P21
	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす 教育 の充実	P25
	6 セーフティネット の整備充実	P29
	7 女性 や 若者 が活躍できる地域づくりの推進	P31
	8 地域 の課題を共有し、ともに考え、 地域 の実情に合ったまちづくりの推進	P35
	9 地域での 生活を支える 取組みの推進	P39

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別施策	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	P43
	① 建築物等の 耐震化 の推進	P43
	② 木造住宅密集地域 解消の取組みの推進	P43
	③ 市街地整備 による防災・住環境等の向上	P43
	④ 災害に強い 都市基盤 の整備	P47
	2 災害に強い体制 づくり	P49
	3 暮らしやすい 安全で安心なまち の実現	P53
	① 犯罪 のない安心なまちづくり	P53
	② 感染症 の予防と拡大防止	P55
	③ 良好な 生活環境 づくりの推進	P59

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

個別施策	1 回遊性 と 利便性 の向上による 魅力的 で歩いて楽しいまちづくり	P63
	2 誰もが安心して楽しめる エンターテインメントシティ の実現	P65
	3 地域特性を活かした 都市空間 づくり	P67
	4 誰もが 自由に歩ける 、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	P69
	5 道路 環境の整備	P71
	6 交通 環境の整備	P73
	7 豊かな みどりの創造 と魅力ある 公園 等の整備	P75
	8 地球温暖化対策 の推進	P77
	9 資源循環型社会 の構築	P79
	10 活力ある 産業 が芽吹くまちの実現	P81
	11 魅力ある 商店街 の活性化に向けた支援	P83
	12 まちの 歴史 や記憶、 文化 、 芸術 など多様な魅力による賑わいの創造	P85
	13 生涯にわたり 学習・スポーツ 活動などを楽しむ環境の充実	P89
	14 多文化共生 のまちづくりの推進	P91
	15 平和都市 の推進	P93

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

個別施策	1 効果的・効率的な 行財政運営	P95
	2 公共施設 マネジメントの強化	P97

基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所

個別施策	1 窓口サービス の充実	P98
	2 職員 の能力開発、意識改革の推進	P99
	3 地方分権 の推進	P100

5 計画内容のあらまし

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

個別施策1

P11

生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実

身近なところに健康づくりを実践できる環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずに健康づくりを行うことができ、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

個別施策2

P15

住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築

高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができるとともに、安心して暮らせる住まいで生活し、充実した保健・医療・介護体制に支えられた、住み慣れたまちで誰もが必要な介護予防に取り組むことのできる、「心身ともに健やかに いきいきとくらするまち」をめざします。

要支援・要介護状態になっても、高齢者が自尊心を持ち続けることができるような支援が行われるとともに、地域のあらゆる担い手により必要なサービスが提供され、地域の中で安心して暮らすことができる「だれもが互いに支え合い 生涯安心してくらするまち」をめざします。

充実した保健・医療・介護や看取りの体制が整備され、誰もが住み慣れた地域で安心して療養ができ、本人の意思を尊重したその人らしい最期を迎えることができるまちをめざします。

個別施策3

P19

障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で生活するため、地域でだれもが尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会に参加できるように、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

個別施策4

P21

安心できる子育て環境の整備

妊娠期からすべての子育て家庭にきめ細かに支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、思春期以降、世帯形成期までの支援を必要としている若者に対しても、子育て期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合える環境を実現するとともに、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまちをめざします。

個別施策5

P25

未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

新宿区の子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者ととともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

このため、子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるとともに、子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育に取り組みます。また、新宿のまちに学び、家庭や地域とともに教育をすすめ、時代の変化に対応した子どもがいきいき学ぶ教育環境の整備に取り組みます。

個別施策6

P29

セーフティネットの整備充実

障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

個別施策7

P31

女性や若者が活躍できる地域づくりの推進

誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランスが実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直ししながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。

個別施策8

P35

地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、地域の人材を有効に活用しながら、区民が自治の主役として考え行動していきながら地域課題に取組・解決していくことで、区民が活躍し、安心した生活を送ることができるまちをめざします。

個別施策9

P39

地域での生活を支える取組みの推進

判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活を送れる共生社会の実現をめざします。

誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。

誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境をめざします。

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別施策1

P43

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

- ①建築物等の耐震化の推進
- ②木造住宅密集地域解消の取組みの推進
- ③市街地整備による防災・住環境等の向上

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくり等による安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。

建築物及び建築敷地の耐震化、木造住宅密集地域における住宅の建替え及び共同建替え等を促進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

特定緊急輸送道路沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

④災害に強い都市基盤の整備

都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。

災害に強い道路・公園づくりを進め、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

個別施策2

P49

災害に強い体制づくり

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちを目指します。

個別施策3

P53

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

①犯罪のない安心なまちづくり

すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

②感染症の予防と拡大防止 *食の安全対策を含む

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちをめざします。

③良好な生活環境づくりの推進

アスベストの除去や空き家の適切な管理、分譲マンションの適切な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくれます。

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

個別施策1

P63

回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり

新宿駅をはじめとする区内の主要駅周辺において、交通ターミナルとしての交通結節機能と特色ある都市機能を併せ持つ魅力を活かし、歩行者の回遊性、利便性向上を軸とした都市基盤整備と、より魅力的で賑わいあふれるまちづくりを連携して進めることで、歩きたくなるまちをめざします。

個別施策2

P65

誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現

区、地元・事業者、歌舞伎町タウン・マネージメント、関係行政機関、NPO、ボランティア等が官民一体となって、誰もが安心して楽しめる「エンターテインメントシティ・歌舞伎町」を実現し、「国際観光都市・新宿」の魅力を歌舞伎町から世界に向けて発信します。

個別施策3

P67

地域特性を活かした都市空間づくり

地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。このことにより、誰もが住みたくなる豊かで良好な居住環境を実現します。

個別施策4

P69

誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もが分かりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組むとともに、公衆無線LANの使えるエリアを増やすことで訪日外国人旅行者らが何度でも訪れたくなるような、安心して快適に新宿の賑わいを楽しめるようなまちをめざします。

個別施策5

P71

道路環境の整備

都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するとともに、歩く人にやさしい歩行空間の充実を目指します。

個別施策6

P73

交通環境の整備

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。
また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。

個別施策7

P75

豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。
誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、緑量のある街路樹を整備し、地域に住む人だけでなく新宿を訪れる人にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

<p>個別施策 8 P77</p> <p><u>地球温暖化対策の推進</u></p> <p>区内に暮らし、または活動している全ての方々と連携・協働し、CO₂の排出が少ない社会基盤や生活スタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきます。</p>
<p>個別施策 9 P79</p> <p><u>資源循環型社会の構築</u></p> <p>ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。</p>
<p>個別施策 10 P81</p> <p><u>活力ある産業が芽吹くまちの実現</u></p> <p>異種産業の混在集積と多様な消費者ニーズが溢れる都市特性とを活かし、新しいニーズに対応した新たな事業展開ができるよう事業者を支援することで、産業の活動拠点として魅力的なまちをめざします。</p> <p>また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりを目指します。</p>
<p>個別施策 11 P83</p> <p><u>魅力ある商店街の活性化に向けた支援</u></p> <p>魅力ある商店街づくりを進め、暮らしやすさとにぎわいの調和がとれた、人々のふれあいと交流のあるまちをめざします。</p>
<p>個別施策 12 P85</p> <p><u>まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造</u></p> <p>新宿が持つ歴史や土地の記憶、文化、芸術などの多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。</p> <p>官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、「賑わい都市・新宿」の実現をめざします。</p>
<p>個別施策 13 P89</p> <p><u>生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実</u></p> <p>すべての人々にやさしい知の拠点としての図書館の活用を通じて、教育と文化の発展に寄与するとともに、区民が様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決することができるまちをめざします。</p> <p>区民一人ひとりが気軽にスポーツや学習を楽しみ、子どもから高齢者それぞれが、ライフステージ等に応じて、いきいきとした健康な生活を送ることで、健康寿命の延伸を図り、いつまでも生涯学習スポーツに取り組めるまちを目指します。</p>
<p>個別施策 14 P91</p> <p><u>多文化共生のまちづくりの推進</u></p> <p>国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」をめざします。</p>
<p>個別施策 15 P93</p> <p><u>平和都市の推進</u></p> <p>「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づいて、区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちをめざします。</p>

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

個別施策 1

P95

効果的・効率的な行財政運営

行政評価制度による、計画・実行・評価・見直しというサイクルを区政運営にいかすとともに、柔軟性と多様性のある民間活力の公共サービスへの活用、戦略的なITの活用などを推進することにより、効果的・効率的な区政運営をめざします。

個別施策 2

P97

公共施設マネジメントの強化

区有施設の老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、効果的で効率的な予防保全工事を実施し、施設経費の抑制と、資産（建築物）の長寿命化を図ります。

公共施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。

基本政策Ⅴ 好感度 1 番の区役所

個別施策 1

P98

窓口サービスの充実

窓口案内の質の向上を図り、区民生活の身近なところでのサービスの充実に努め、窓口サービスの一層の充実を目指します。

個別施策 2

P99

職員の能力開発、意識改革の推進

地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った政策を自ら立案できる職員を育成します。このことにより、地域自治を活かした区民本位の区政運営をめざします。

個別施策 3

P100

地方分権の推進

地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進していきます。

新宿区基本計画

≪個別施策の構成（見方）≫

1. めざすまちの姿・状態

区民と区がめざす将来のまちの姿や状態を、区民の目線から分かりやすく示しています。

2. 現状と課題

新宿区における現状と課題を分かりやすく示しています。

3. 施策の方向性

めざすまちの姿・状態の実現に向け、区が進める施策の基本的考え方を簡潔に示しています。

4. 各主体の主な役割(例示)

めざすまちの姿・状態の実現に向けた、まちの各主体と区のそれぞれの主な役割を例示的に示しています。

個別施策

I-1

生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実

1. めざすまちの姿・状態

身近なところに健康づくりを実践できる環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずに健康づくりを行うことができ、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

2. 現状と課題

健康づくりの推進と生活習慣病の予防

＜生活習慣病の予防＞

- 生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発を行ってきましたが、健康無関心層には届きにくい状況がありました。これからは、各個人が生活習慣改善に取り組むだけでなく、健康無関心層も含め、誰もが健康づくりに自然と取り組めるような地域づくりを進める必要があります。
- 健康寿命を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病、歯周病などの生活習慣病の予防と早期発見が重要であり、引き続き、健康診査やがん検診の受診率向上を図る必要があります。
- 糖尿病は、初期には自覚症状が乏しく、未治療者や治療中断者が多いことが知られており、区においても、国民健康保険被保険者の特定健診受診者で、健診後治療が必要にも関わらず受診していない人が概ね5人に1人いました。糖尿病に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、発症予防や重症化予防対策を推進していく必要があります。

＜健康づくりの推進＞

- 死亡原因や要介護の原因などの分析から、性別やライフステージに応じた健康づくりを進める必要性が示されました。特に、健康寿命の延伸のためには、男性は若い頃からの生活習慣病の予防、女性は若い頃からの骨・筋力づくりと高齢期のフレイル（筋力や心身の活力が低下した状態）対策に取り組むことが必要です。

＜女性の健康支援＞

- 女性の健康づくりには、ライフステージごとに女性特有の健康課題があることについての理解を深めるとともに、引き続き「女性の健康支援センター」を拠点とした取り組みを進める必要があります。

＜歯科保健対策＞

- 区の健診結果から、若年層の歯周病の進行が課題となっています。そのため、早期から口腔ケアや食生活等に関するより良い生活習慣の定着を進めることが必要であり、学齢期、成人期を通して、かかりつけ歯科医を持ち歯科的健康管理を進めることが求められています。

こころの健康支援

- 目まぐるしく変化する社会状況の中で、精神状態が安定せず、心身の不調や不適応を訴える人が増加しています。心の健康を維持するためには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につき合うことが大切です。そのために、一人ひとりがこころの病気に対する正しい知識を持ち、適切なストレスマネジメントを行うこと、そして、本人はもとより、家族をはじめとする周囲の人も、こころの不調に早く気づき、声掛けをするなど、社会全体での支え合いが求められています。

食育の推進

- あらゆる世代の区民に対して食育を推進していくためには、食育を実践しやすい環境をつくる必要があります。そのためには「食」を通じた健康づくりネットワークの参加団体を増やし、多様かつ活発な相互連携・協力及び情報交換が行えるようにしていく必要があります。
- 各学校（園）において「食育全体計画」をより推進させる必要があります。そのためには、各学校（園）の実態に合った食の教育に関する実践を一層充実していくことが求められます。

3. 施策の方向性**健康づくりの推進**

生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるように、健康寿命のさらなる延伸を目指す取り組みが重要です。そのためには、個人の健康づくりの取り組みを支援するだけでなく、自然に健康づくりが行えるような地域社会全体の取り組みによる環境整備が必要です。

＜健康づくりに取り組みやすい環境整備＞

- 健康づくりに無関心な層も含めたすべての区民が、意識せずに健康づくりが行えるまちづくりを進めるとともに、身近な地域で気軽に運動等ができる環境を整備していきます。
- また、区内の団体、企業、グループなど相互の結びつきを活用し、健康づくりの場や健康づくりを目的とした活動を促進し、地域社会全体で健康づくりに取り組める環境を整備していきます。

＜ライフステージに応じた健康づくりの推進＞

- 男女それぞれの特性を踏まえ、ライフステージに応じた健康づくりが行えるよう、次世代の健康づくりや、青壮年期の生活習慣病予防、高齢期のフレイル（筋力や心身の活力が低下した状態）対策等を推進していきます。
- 女性の健康づくりを支援するため、「女性の健康支援センター」の利用者数の増加や、健康教育、健康相談のさらなる充実を図ります。また、女性の健康づくりサポーターが地域で健康づくりに取り組むことができるようなしくみを整備し、女性の健康づくりへの関心と理解を深めていきます。

＜地域の絆づくりの推進＞

- 地域でのつながりが豊かな地域ほど、住民の自己の健康に対する評価が高く、健康状態が良いとされています。町会や自治会活動、各種ボランティア活動などの、地域のつながりが豊かになるような取り組みを推進していきます。

生活習慣病対策の推進

生活習慣病対策については、発症予防、早期発見、早期治療に加え、高齢化の進展により疾患を有する人が増加していることを踏まえ、重症化予防の観点からも対策を推進していきます。

＜生活習慣の改善に向けた普及啓発＞

- ・ 運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の意義と実践方法を、広く普及促進していきます。
- ・ 喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響等について、正しい知識の普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策等を推進していきます。

＜生活習慣病の発症予防と重症化予防＞

- ・ 生活習慣病の予防を図るため、あらゆる機会を通じて健康診査やがん検診等の受診率向上を図っていきます。
- ・ また、がん検診については精度管理を行い、質の高い検診を提供できる体制を整えていきます。
- ・ 食生活の改善や適切な運動習慣の実践につながるような意識啓発や支援を行い、糖尿病予防を推進します。
- ・ 糖尿病の重症化予防対策として、国民健康保険の被保険者に対して、糖尿病治療が必要な対象者を確実に医療機関につなげる「糖尿病重症化予防対策」を引き続き推進するとともに、医療機関の連携を進め、糖尿病治療が継続しやすい環境を整えていきます。

＜歯科保健対策＞

- ・ 生涯、自分の歯と口で楽しく食事をするため、ライフステージを通じた歯科保健対策を充実していきます。歯周病が、糖尿病など多くの全身疾患と関係があることから、若年期からの歯周病対策を充実し、歯の喪失を防ぐための8020運動を推進します。障害や高齢化に伴う口腔機能の低下を防ぎ、最期まで自分の口でおいしく食事が摂れるQOLの高い生活を享受するための環境整備を進めます。

こころの健康支援

- ・ こころの健康を維持するためには、正しい知識を持ち、ストレスに上手に対処するとともに、早期に適切な支援を受けることや、社会全体での支え合いが必要です。講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及啓発を進めていきます。また、こころの不調への気づきや早期相談・早期治療につなげ、再発の防止や重症化予防を図るために相談体制の充実とネットワークの構築を図っていきます。
- ・ あわせて、自殺防止対策についても総合的に取り組んでいきます。

食育の推進

- ・ 食に関する正しい知識を深め、健全な食生活を実践できるよう、メニューコンクールなどの食育に関する取組みを引き続き行うとともに、「食」を通じた健康づくりネットワークにおける連携・協働を拡充し、生涯を通じた食育を推進していきます。
- ・ 朝食メニューコンテストの実施や、伝統野菜の栽培・調理を通じた学習等、各学校（園）の特色を生かした多様な食育の取組みを推進していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

健康に対する意識の向上、健康づくりの実践
地域における健康づくり活動への参加、望ましい食習慣の形成

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

健康づくりについての学習・実践の場の提供
地域における健康づくり活動の実践

○医療機関など：

専門的な相談・情報の提供、安心できる医療サービスの提供
地域の健康づくり活動との連携

○事業者：

従業員の健康増進

○区（行政）：

意識啓発事業、情報提供、区民一人ひとりの健康づくりへの支援
地域における健康づくり活動への支援、健康づくりのための環境整備
地域保健・医療・福祉体制の充実

(メニューコンクール)



(いきいきウォーク新宿)



個別施策

I-2

住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築

1. めざすまちの姿・状態

高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができるとともに、安心して暮らせる住まいで生活し、充実した保健・医療・介護体制に支えられた、住み慣れたまちで誰もが必要な介護予防に取り組むことのできる、「心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち」をめざします。

要支援・要介護状態になっても、高齢者が自尊心を持ち続けることができるような支援が行われるとともに、地域のあらゆる担い手により必要なサービスが提供され、地域の中で安心して暮らすことができる「だれもが互いに支え合い 生涯安心してくらせるまち」をめざします。

充実した保健・医療・介護や看取りの体制が整備され、誰もが住み慣れた地域で安心して療養ができ、本人の意思を尊重したその人らしい最期を迎えることができるまちをめざします。

2. 現状と課題

高齢者を取り巻く環境

- 平成 22 年の新宿区の高齢者人口に占める高齢単身者の割合は 23 区で最も高く（35%）、平成 47 年には 44%に上昇する見通しです。日常生活上で支援の必要な高齢者が増える中、できる限り住み慣れた住まい（自宅）で暮らし続けるためには、更なる医療・介護・予防の一体的な提供、多様な生活支援などが欠かせません。

高齢者総合相談センターの機能の充実

- 地域包括ケアの要となる高齢者総合相談センターについて、認知症高齢者への支援や在宅療養支援にも的確に対応できるよう相談支援体制を整備するとともに、地域包括ケアを実現する上で解決すべき地域課題を整理し、多職種のネットワークを構築する必要があります。

高齢者を地域で支えるしくみづくり

- 高齢者の生活を支援するためには、地域で活動する多様な担い手が活躍しやすいような環境を整えたうえで、多世代交流を基本とした住民どうしの支え合いが必要となります。
- 高齢者等入居支援については、家賃等債務保証料助成と緊急通報装置等利用料助成の周知の強化や、更なる改善策を検討する必要があります。

健康づくりと介護予防の推進

- 高齢者が心身の機能を維持し、自立した生活を営めるよう、地域の社会的な活動への参加促進等も含め、健康づくりと介護予防を推進する必要があります。

在宅療養支援体制の充実

- ・ 高齢化が進むにつれて通院が困難な方が増えます。住み慣れた地域・自宅での療養や看取りを含めて、今後在宅医療に関するニーズはさらに増大、多様化すると考えられます。
- ・ 療養生活を支援するために、医療と介護が連携してサービスを提供することが必要です。

認知症高齢者への支援体制の充実

- ・ 認知症高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげるとともに、区民が認知症高齢者へ適切な対応ができるように、正しい知識を普及させることが必要です。

介護保険サービスの基盤整備

- ・ 「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」との意向を持つ人が増加する中で地域包括ケアを推進するためには、地域密着型サービスの整備を進める必要があります。しかし、地価の高い都心部では、用地の確保が困難であるため、事業者の参入が難しく整備が進まない現状があります。また、施設サービスは一人当たりの給付費が高額となるため、保険制度の中では保険料に影響を与えることとなります。給付と負担のバランスを十分に考慮する必要があります。

3. 施策の方向性**地域包括ケアシステムの推進に向けて**

- ・ 自助力の向上への支援、地域で活動する多様な担い手との協働による在宅生活への切れ目のないサービスの実現、そして、地域のニーズとサービスや社会資源が的確にコーディネートされる取組を進めていきます。
- ・ 保健、福祉、生涯学習、都市計画等の行政部門はもとより、区と多様な関係機関による情報や目的を共有した連携など、お互いの立場を尊重しながら、互いに役割を担う関係性を深め、取組の効果を相乗的に高めていくしくみづくりを推進します。

高齢者総合相談センターの機能の充実

- ・ 高齢者総合相談センターと関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、地域ケア会議を活用した多職種協働による個別ケースの検討や、関係機関による地域課題の検討を行うなど、地域ネットワークの構築を進めます。

高齢者を地域で支えるしくみづくり

- ・ 支え合いの活動主体となる人材の確保、育成を行うなど、区民が主体的に地域の担い手となって、高齢者の生活を支援する体制を整備していきます。
- ・ 高齢者の居住の安定を図るため、効果的かつ効率的な手法により、高齢者の入居支援を行います。

健康づくりと介護予防の推進

- ・ 高齢者の特性を踏まえて、健康づくりの様々な啓発や機会の提供を行います。また、介護予防については、地域で介護予防に継続して取り組める体制づくりを進め、介護が必要となる状態をできる限り防ぐとともに、要支援の状態であっても現在の状態の維持と改善を図るための支援を行います。

在宅療養支援体制の充実

- ・ 病院、診療所、歯科診療所、薬局等の在宅療養を支える医療ネットワークを構築するとともに、医療と介護の連携を強化するため、ケアマネジャー、介護サービス事業所担当者などを含めた多職種連携を推進します。
- ・ 在宅医療に関する相談体制の充実を図るとともに、区民や関係機関に対して医療と介護に関する情報を提供していきます。
- ・ 区民が自分らしい最期を選択できるように、「緩和医療・ケア」や「看取り」など在宅療養についての正しい知識を学び、考えることができるよう、広く普及啓発を行います。

認知症高齢者への支援体制の充実

- ・ 認知症の人やその介護者の視点を重視しつつ、認知症の早期発見・早期診断体制の推進や、認知症に関する医療と福祉、介護の連携強化を図るとともに、認知症に関する相談体制の充実や認知症についての正しい知識の普及を行います。

介護保険サービスの基盤整備

- ・ 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアのさらなる推進に向けて、介護を要する高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービスの基盤整備を図っていきます。その上で、今後の高齢人口の増加も踏まえ、在宅生活が困難となった方のために特別養護老人ホームの整備も行っていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

高齢者への理解推進と日常生活の支援
 在宅介護を支える家族への協力
 地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参加
 地域見守りネットワークへの参加、介護予防の取組み

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域福祉活動の実施、支援
 地域への情報提供、普及啓発
 地域見守りネットワークへの参加

○事業者：

介護・福祉サービスの提供、地域福祉活動への参加・支援
 福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
 地域見守りネットワークへの参加

○区（行政）：

介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備促進・基盤整備、介護人材確保等への支援
 地域福祉活動への支援、コーディネート
 高齢者とその家族への相談体制の充実
 関係機関などとの連携強化、地域見守りネットワークの充実
 地域保健・医療・福祉体制の充実

(認知症サポーター養成講座)



(「ぬくもりだより」の配布)



個別施策

I-3

障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で生活するため、地域でだれもが尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会に参加できるように、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

2. 現状と課題

障害者の地域生活支援体制の構築

- ・ 障害のある方が地域で安心した生活が送り続けることができるよう、相談体制や緊急時の受入体制などの居住支援機能をより一層強化していく必要があります。

障害を理由とする差別の解消の推進

- ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、いきいきと暮らし続けられるように、さらなる障害の理解の促進が必要です。

3. 施策の方向性

障害者グループホームの設置促進

- ・ 地域で安心して生活を継続できるよう、区が障害者グループホームの設置促進を行います。

障害者の地域生活支援体制の構築

- ・ 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を検討し、障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して暮らし続けられよう支援します。
- ・ 区内障害者施設を活用したネットワークを構築することにより、障害者を支える仕組みを整備します。

障害者就労支援の促進

- ・ 障害者の就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、障害者の自立と社会参加を一層促進していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

障害のある人への理解推進と日常生活の支援
在宅介護を支える家族への協力
地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参加
地域見守りネットワークへの参加

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域福祉活動の実施、支援
地域への情報提供、普及啓発
地域見守りネットワークへの参加

○事業者：

介護・福祉サービスの提供
地域福祉活動への参加・支援
福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
地域見守りネットワークへの参加

○区（行政）：

介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備促進
地域福祉活動への支援、コーディネート
障害のある人とその家族への相談体制の充実
関係機関などとの連携強化
地域見守りネットワークの充実

(入所支援施設「シャロームみなみ風」)



個別施策 I-4 安心できる子育て環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

妊娠期からすべての子育て家庭にきめ細かに支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、思春期以降、世帯形成期までの支援を必要としている若者に対しても、子育て期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合える環境を実現するとともに、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまちをめざします。

2. 現状と課題

多様な子育て支援ニーズへの対応

- 多様化するニーズをふまえ、子育ての負担感や孤立感を軽減・解消するよう支援するためのサービスの充実を図るとともに、それらの情報を確実に届けることが必要です。
- 乳幼児期における質の高い教育・保育内容の提供に向けた取組みが引き続き求められます。

保育所等の待機児童の解消

- 地域の実情に即した保育所等を多様な手法により整備し、保育定員の拡大を図ることと待機児童の解消を目指すとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを行う必要があります。
- 保育所等の適正な運営の確保が一層重要です。また、保育士確保を支援する取組みの継続や、特別な配慮を必要とする乳幼児など発達の度合いに応じた適切な保育を行うための保育士のスキル向上が必要です。

子どもの居場所づくり

- 放課後の子どもの居場所は、家庭の状況や子どもの自立度などに応じた事業展開が求められます。
- 子どもたちの健やかな成長に資する、公園や遊び場等の環境整備と遊びの機会の充実が重要です。

特に配慮を要する子どもへの対応

- 特に配慮や支援が必要な子どもと家族のため、乳幼児期から高校卒業後までの継続した切れ目のない支援体制を整備するとともに、増加する相談件数や多様化するニーズに適切に対応する必要があります。
- 早期の支援開始と学習環境等の整備に加え、子どもの多様な特性について周囲の理解を深めることが重要です。

地域で支える子育て支援体制の構築

- 子どもたちが犯罪や事故等の危険にさらされる事例が多くなっており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせるような環境の整備が重要となっています。
- 子育て支援の活動に区民が気軽に参加できる機会の増大や、活動展開の支援を行うことで、子育てを支え合う環境づくりを広げていくことが求められます。

子どもの権利の尊重

- 虐待やいじめ、子どもの性の商品化など、子どもが人として尊ばれ守られる権利が侵害されています。
- 虐待等への迅速できめ細かな対応のため、児童相談所の区への移管を着実に進める必要があります。

ひとり親家庭の支援の充実

- ひとり親家庭における個々の世帯の多様かつ重層的なニーズや課題を踏まえた、きめ細かな情報提供や支援が必要です。

貧困世帯への支援

- 貧困世帯での世代間の負の連鎖を解消させる必要があります。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加している中、幼少期から社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を継続することが必要です。

妊娠期からの子育て支援

- すべての妊婦に対し、切れ目のない支援を行っていくためには、妊娠届出時等の看護職面接率の向上等、妊娠初期からの支援の充実が必要です。

3. 施策の方向性**多様なニーズへの対応と親と子の育ちの場を作る子育て支援**

- すべての子育て家庭が、地域の中で安心して子育てができるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、必要なサービスを選択し、気軽に利用できるしくみを実現していきます。
- 保護者のニーズに合った子育て支援サービスのコーディネートや、適切な機関につなげることにより、保護者の子育て負担感の軽減を図っていきます。
- 様々な子育て支援サービスが、子どもの育ちの場であるとともに、親の育ちを促していく場となるよう、内容の充実を図っていきます。

保育所等の待機児童の解消

- 地域の実情に即した保育所等を多様な手法により整備し、利用を希望する人がそれぞれのニーズに応じて利用できるような環境を整えていきます。
- 多様な保育サービスを充実していきます。(延長、休日、障害児、病児・病後児、定期利用、一時等)
- 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に向け、引き続き、保育士の確保も含め保育所等の適正な運営を支援していくほか、保育士の資質の向上を図っていきます。

子どもの居場所づくり

- ・ 放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、放課後子どもひろば及び学童クラブ事業の充実を図っていきます。
- ・ 地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。遊びや自主的な活動などを通して、幅広い年齢の子どもたちが互いに影響し合いながら豊かに育ち合い、のびのびと成長する力を伸ばしていきます。

特に配慮を要する子どもへの対応

- ・ 特に配慮や支援が必要な子どもと家族について、子どもの成長段階や家庭環境に応じた切れ目のない支援を早い時期から行うとともに、多様化するニーズに適切に対応するため、福祉、保健、教育、医療などの関係機関の連携を強化し、個々のニーズに応じたサービスを提供していきます。また、子どもの多様な特性について、周囲の理解を深めるための啓発を図っていきます。

地域で支える子育て支援体制の構築

- ・ 子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる仕組みや多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めていきます。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動の推進、環境問題への取り組みや居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現をめざします。

子どもの権利の尊重

- ・ 子ども自身及び保護者が子どもの権利や人権についての理解を深める取り組みを進めるとともに、子どもが自らの意見を表明する機会を持ち、区政への参加意欲を高める取り組みを行っていきます。また、悩みを持つ子ども自身や保護者が気軽に相談できる仕組みを強化するとともに、いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。
- ・ 居住実態の把握を含め、子どもに関する様々な相談に総合的に対応し、一貫した支援を行えるよう、関係機関が必要な情報交換を行うとともに、支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っていきます。
- ・ 区の児童相談所を設置し、児童相談行政を一元的に行うことにより、児童虐待対応等を迅速かつ適切に行います。

ひとり親家庭の支援の充実

- ・ ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を進め、個々の世帯状況に応じた継続的、計画的な寄り添い型の支援を行っていきます。

貧困世帯への支援

- ・ 貧困世帯の負の連鎖など、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、地域の人々や支援する団体との連携を進め、きめ細かな支援を総合的に推進していきます。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

- 子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に実施し、若者が地域や社会の中で孤立することなく、自分らしく生きるための支援を行っていきます。

妊娠期からの子育て支援

- すべての妊婦が、安心して妊娠期を過ごせ、出産、子育てが行えるよう、妊娠期から不安やリスクを把握し、切れ目のない支援を充実していきます。
- 絵本でふれあう子育て支援事業を継続して実施し、子どもの心健やかな成長を促していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

家族の協力による子育て
世代間交流などを通じた子育て支援への参加
家庭での子どもの健康づくり

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域の子育て支援活動の充実
親子の居場所づくり

○事業者：

保育サービスの充実
子育て支援サービスの提供

○区（行政）：

保育サービスの充実
子育て支援サービスの充実や活動の場の提供とその調整
子どもの健全育成の取組と支援
母子の保健・医療の推進・充実
子どもの安全を守る取組と支援

(新宿区次世代育成支援
計画(第三期)
新宿区子ども・子育て
支援事業計画))



(新宿はっぴー子育てガイド)



個別施策

I-5

未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

1. めざすまちの姿・状態

新宿区の子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者ととともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

このため、子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるとともに、子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育に取り組みます。また、新宿のまちに学び、家庭や地域とともに教育をすすめる、時代の変化に対応した子どもがいきいき学ぶ教育環境の整備に取り組みます。

2. 現状と課題

学校の教育力の向上

- ・ 人や情報のボーダーレス化、技術開発競争の激化等、変化の激しい時代を担う子どもたちが、社会において自立的に生きていくことができるよう、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付ける教育を行っていく必要があります。
- ・ 子どもたちにとってよりよい教育環境を実現するため、若手教員の授業力の向上や、ノウハウの継承等、教員の資質・能力の向上を図るとともに、教育施設を子どもたちが学習し生活する場所として適切に管理していく必要があります。また、就学制度について検証を行い、適切な運営を図っていく必要があります。

公私立幼稚園における幼児教育等の推進

- ・ 少子化の進展や働き方の多様化等、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様化・複雑化する就学前教育へのニーズに対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していく必要があります。

家庭や地域とともにすすめる学校づくり

- ・ 教育に対する多様な要請に応え、地域に関われた信頼される学校を実現するため、保護者や地域住民の意見を反映させ、それぞれの地域の創意工夫を活かした学校づくりを進める必要があります。また、新宿の伝統・文化を積極的に取り入れ、地域に根ざした教育を進めていくとともに、保護者の家庭教育における自らの役割や重要性の認識を高めていく必要があります。
- ・ 子どもを巻き込んだ事件や事故、インターネット等の利用に伴う危険から子どもを守るとともに、子ども自身が安全について正しく判断できるようにする必要があります。また、保護者や地域との連携・協力により、子どもの安全を守る意識を高めていく必要があります。

特別な支援を必要とする児童・生徒への支援

- いじめや不登校等の学校問題に積極的にかかわっていく必要があります。また、ひきこもり・不登校の出現ゼロを目指し、各学校等による取組みを充実させるとともに、こうした取組みを支援していく必要があります。
- 障害のある子どもたちに対して、個別のニーズに対応した、幼児期からの一貫した教育的支援を行っていく必要があります。また、外国にルーツを持つ児童・生徒等が日本の学校生活に慣れ、十分に学ぶことができるよう支援していく必要があります。

3. 施策の方向性

新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、就学前及び9年間の義務教育を通じたより質の高い、地域に開かれた教育を推進していきます。

学校の教育力の向上

- 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育を実現します。子どもの思考力・判断力・表現力等を育む習得・活用・探究型の学習指導を実践するとともに、その基盤となる言語・体験活動を充実します。また、異文化との共存や国際協力、環境問題といった地球規模での課題解決のための科学技術系の人材育成が求められていることに対応し、外国語教育や理数教育の充実を図ります。
- 教育課題研究校による研究・発表等を通じて、教員が自ら学ぶ学校を推進するとともに、学校支援アドバイザーの派遣等により、若手教員やミドルリーダーの指導・育成を図ります。学校経営力や OJT 等による教員の授業力の強化・向上に向けた校内の組織的な取組みを支援し、子どもや家庭を取り巻く環境の変化等に伴い複雑化・多様化する課題を学校が組織的に解決していくことができるよう支援していきます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進

- グローバル社会を担う子どもたちが様々な体験・学習を通して心身ともに豊かに成長し、多様性を尊重しながら国際的な視野をもって活躍できる人になることを目指し、国際理解教育や英語教育を充実するとともに、障害者への理解やスポーツへの関心を高めるなどの取組みを推進します。

就学前教育の推進

- すべての子どもが健やかに成長するよう、幼児期の特性に応じた質の高い幼児教育を推進します。
- 就学前から小学校への連続性を重視した滑らかな接続を図るため、関係機関とともに、連携教育を推進していきます。
- 「区立幼稚園のあり方の見直し方針」に基づき、区立幼稚園を適切に運営していくとともに、私立幼稚園とより一層の連携を図り、保護者の選択の幅を広げていきます。

家庭や地域とともにすすめる学校づくり

- 学校評価制度の活用や地域協働学校（コミュニティ・スクール）の取組みにより、地域住民や保護者が学校運営に参加する、開かれた学校づくりのしくみを推進していきます。
- 地域の人材や歴史・文化等、さまざまな地域資源の活用を図ることで、新宿のまちの特性を活かすとともに、多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。

時代の変化に対応した教育環境づくりの推進

- 子どもたちが安心して学べるよう学校施設の保全・改修を行うとともに、環境に配慮した学校施設を整備推進していきます。
- ICTを活用した教育を推進し、授業の質的向上を図り、より分かりやすく、学習効果の高い授業を展開します。
- 学校図書館については、学校図書館支援員による読書活動の充実を図ることで、児童・生徒の自学自習や調べ学習の場としての環境を整えます。
- 子どもが安全に関する情報を正しく判断し、行動することができるよう、安全教育や情報モラル教育を推進していきます。また、学校や通学路において、子どもの安全を守る環境整備を進めていきます。
- 新宿区における就学前の子どもや児童・生徒数の増加等、教育環境の変化に適切に対応するとともに、学校選択制度を状況の変化に合わせて運用していきます。

特別な支援を必要とする児童・生徒への支援

- 学校問題支援室を中心に、いじめや不登校等に対する学校の対応を総合的に支援するとともに、問題行動等に対する取組みを学校と教育委員会が一体となって推進していきます。
- 発達障害があるなど特別な支援を要する子どもに対して、特別支援学校や各小学校に設置した特別支援教室等により、個別の教育的ニーズに応じた指導及び支援を充実していきます。また、外国籍等、日本語能力が十分でない子どもに対する日本語サポート指導を推進していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

地域の子どもに対する助言、協力
 子どもを地域で育むという意識の醸成
 学校を地域で支えていくための活動への積極的な参加

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

子どもの活動への支援
 専門的な知識・情報の提供

○教育・研究機関：

子どもの活動への支援
 専門的な知識・情報の提供
 小中学校との連携

○事業者：

子どもの活動への支援
 就労体験など体験学習の場の提供
 専門的な知識・情報の提供

○区（行政）：

学校・家庭・地域の連携とそのための環境づくり、取組への支援
 子どもの生きる力を育てる学校教育、教育効果を高める教育環境づくり
 子どもが活動する機会の提供

(学校図書館の活用)



(特別支援教室「まなびの教室」での授業の様子)



個別施策 I-6 セーフティネットの整備充実

1. めざすまちの姿・状態

障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

2. 現状と課題

生活困窮者の自立支援の推進・生活保護受給者の自立支援の推進

- 毎日の生活の中で、または長い人生において、誰もが障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮などにより、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。自立して生活することが困難な状況に陥った人々に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応が必要です。
- 失業等により生活困窮している人は、経済的な問題のみならず社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱える場合があり、本人だけではなく世帯全体の問題として解決していく必要があります。

ホームレスの自立支援の推進

- ホームレス数は減少傾向にありますが、ホームレス問題は、単に公園や道路等から退去するだけでは根本的な解決には至りません。ホームレスの自立に向けて、それぞれの態様、段階に応じた総合的な支援を行うことが必要です。

3. 施策の方向性

生活困窮者の自立支援の推進

- 生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、問題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図り、重層的なセーフティネットを構築します。また、生活困窮者への支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進し、生活に困窮している人を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて必要な支援を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図ります。

生活保護受給者の自立支援の推進

- 最後のセーフティネットとして生活保護制度が機能し、すべての区民が個々の状況に合わせて自立し安定した生活が送れるよう、就労や地域への社会参加などそれぞれの人に合ったきめ細やかな支援を行います。

ホームレスの自立支援の推進

- ・ ホームレスに対しては、国や東京都及び他の特別区、地域住民、NPO等と連携を深め、路上生活からの脱却を促すため、粘り強く支援を行います。また、個々の状況に合わせたきめ細やかな就労支援、生活支援を行い、元ホームレスの再路上化を防止していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

支援が必要な人々への理解推進と日常生活の支援

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

支援が必要な人々への自立支援に係る活動の実施

○事業者：

体験就労など区が実施する支援が必要な人々の自立支援に対する協力

○区（行政）：

相談、訪問サポート、就労支援など支援が必要な人々への自立支援

個別施策

I-7

女性や若者が活躍できる地域づくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランスが実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。

2. 現状と課題

男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり

- 男女が家庭や地域社会、職場においてより一層等しく参画できるように固定的な性別役割分担意識をより解消していく必要があります。
- 意思決定過程における女性の参画はまだ十分とは言えず、女性の活躍機会が少ない分野もあります。また、女性活躍推進法の制定等を踏まえ、職場における女性の参画を推進していく必要があります。
- ジェンダーや性的指向を理由に社会の中で差別を受けたり、自己のあり方について悩み日常生活が困難な状況に陥っている場合があります。理解不足や偏見による差別の解消を図るとともに、当事者が自己肯定できるように支援していく必要があります。

区政における女性の参加の促進

- 区の女性職員の育児休業又は部分休業の取得率は 100%となっていますが、男性職員の育児休業、部分休業の取得率は低迷しています。区は特定事業主として、男性職員も主体的に子育てや家事にかかわることや、子育て期間中の働き方の見直しを求められています。そのため、多様性を受容できる組織となるよう意識改革を図り、仕事の進め方を見直すとともに、様々な制度の活用を促すことが必要となっています。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- すべての人々が仕事と子育て・介護・地域活動などを両立できるように、また、多様な生き方を選択することができるように、ワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。また、少子高齢化や晩婚化の影響により、親の介護と子育てが同時期に起こるケースが増加しています。こうした問題による離職を防ぐために企業や区民を支援していく必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスに関する取組は、一定規模以上の企業では取組の機運が高まっていますが、中小企業については認識や課題意識など取組に差が大きい等の課題があります。

配偶者等からの暴力の防止

- 配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、メディアにおける性差別や性の商品化などが社会問題となっている状況が続いています。特に、配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であるという意識啓発を図るとともに、DVの被害者・加害者にならないように、早期からの啓発に取り組む必要があります。また平成 29 年度に設置する配偶者暴力相談支援センターについて、様々なケースを想定した支援体制を整備していく必要があります。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

- 若者の社会的自立には、就業による自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参加することなど、多様な課題があります。しかし、自立のありようは一様でない面もあり、これらの課題について若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考えた支援が必要です。また、幼少期からの切れ目のない支援の取組が必要です。

若者の地域活動や区政参加の促進

- 若者の地域活動や区政への参加を一層促進させる必要があります。

3. 施策の方向性**男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり**

- 男女があらゆる分野で等しく参画できるよう固定的な性別役割分担意識の解消をめざし幅広い世代に向けて意識啓発を行い、個人の人権が尊重され個性と能力を発揮できる社会づくりを進めていきます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、あらゆる分野において女性がその希望に応じて能力を十分に発揮できるよう、情報提供や支援を行い女性の活躍を推進していきます。
- 性には多様性があることを認め合い、理解不足や偏見による差別を解消させるよう人権教育や啓発活動の促進に努めるとともに、当事者が安心して悩みごとを相談できる体制の充実を図っていきます。
- 男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、長時間労働の抑制など働き方の見直し等を進められるように普及啓発や支援を行い、仕事と生活が調和した職場づくりを推進していきます。また、介護と子育てに直面している当事者や企業に対して、働き続けることができる環境の整備を進めるよう啓発に努めます。

区政における女性の参加の促進

- 区政に女性の意見を反映させるための取り組みを推進していきます。
- 区は、特定事業主としての職員・職場の意識改革を図り、仕事の進め方を見直すとともに、様々な制度の活用を促すことで、職員の仕事と子育ての両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めていきます。特に男性と女性が、どちらも主体的に子育てや家事に取り組むことを積極的に応援するとともに、女性職員の活躍を推進するための環境づくりを進めます。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- 先駆的に女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組を紹介・表彰するなど、働きやすい職場づくりを支援していきます。また、中小企業等における取組の推進のために、個々の企業の認識や実態・課題に合わせたきめ細かな支援を行っていきます。

配偶者等からの暴力の防止

- 配偶者等からの暴力(DV)を防止するためには、暴力について正しく理解することが必要です。DVについての意識啓発や情報提供など、正しい認識を広めるための取組を推進していきます。また被害者が抱える多様で複雑な問題に対応できるように、配偶者暴力相談支援センターを核として関係する相談機関との連携を図り、専門の相談員による相談体制の充実や様々な自立支援の実施に努め、円滑な解決に向けて複合的な支援を行っていきます。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

- 若者が地域や社会から孤立することなく、自分らしく生きられるよう、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考えながら、若者の地域や行政との関わりを持つ機会を増やすための支援を行っていきます。また、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に考え、実施していきます。

若者の地域活動や区政参加の促進

- 若者が地域活動や区政に参加する機会をつくり、地域の課題解決や活性化へと繋げていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)**○区民：**

男女共同参画の推進、若者支援、性の多様性への理解
男女共同参画の基本理念への理解

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域における男女共同参画の推進
若者の社会参加促進への取組、性の多様性への理解

○事業者：

職場における男女共同参画の推進
生活と仕事のバランスが取れる職場環境づくり
若者の社会参加促進への取組、性の多様性への理解

○教育・研究機関：

職業能力向上のための情報提供と職業訓練
インターンシップ、進路指導の充実

〇区（行政）：

男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発、国及び他の地方公共団体との相互連携

児童・生徒への男女平等教育の充実

児童・生徒へのノーマライゼーションなどの福祉教育の推進

若者の自立支援とそのための情報提供、性の多様性への理解促進

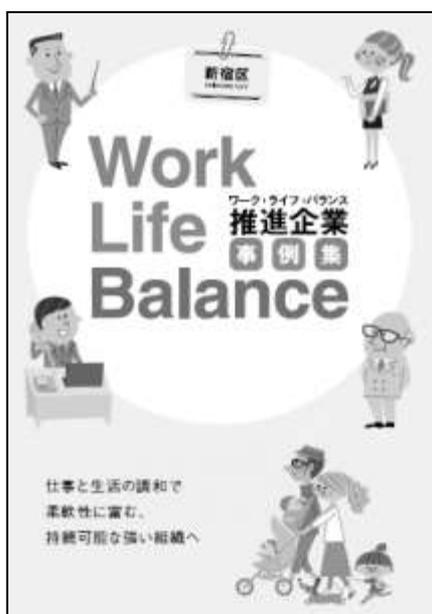
（男女共同参画情報誌）



（小学校高学年向け男女共同参画啓発誌）



（ワーク・ライフ・バランス推進企業事例集）



（パープルリボン運動＜女性に対する暴力根絶の啓発活動＞のパネル）



個別施策

I-8

地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、地域の人材を有効に活用しながら、区民が自治の主角として考え行動していきながら地域課題に取組・解決していくことで、区民が活躍し、安心した生活を送ることができるまちをめざします。

2. 現状と課題

町会・自治会及び地域活動への支援

- ・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。さらに、首都圏における巨大地震の危険性の増大や少子高齢化の急速な進行により、地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。一方、地域の自治基盤である町会・自治会の加入率が9割に届いていません。地域コミュニティの輪を広げ、地域の自治組織に多くの区民が参加することで、地域の自治機能を効果的に高めていくことが求められています。
- ・ 地域の自治活動を担う町会・自治会などの地域団体では、役員の高齢化が課題となっています。新しい住民や若者、子育て世代など地域の将来を担う多様な人々が、地域の自治活動とつながり、次世代の活動を担う主体となるための支援が求められています。
- ・ 地域団体の活動・交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進

- ・ 社会貢献活動の多様化に伴い、より多様な主体との協働を検討し、地域課題の解決に向けて取り組む必要があります。
- ・ NPO 活動資金助成等を通じて、協働の担い手となる NPO 等の育成には一定の効果があつたと考えられますが、単発で終了する事業も多く、地域課題の解決に結びつく事業効果が明確ではありません。
- ・ 地域課題に対して NPO 等が自主的かつ継続的に活動していくためには、単独ではなく、区民・地域団体・企業等多様な主体と連携してそれぞれのノウハウを共有し課題に取り組んでいくことが重要ですが、ネットワーク化はまだ十分ではありません。

生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用

- 区の人材バンク制度及び「新宿地域人材ネット」は、区民及び地域団体等に広く周知されているとは言えません。登録者に対する実態調査に基づいた地域人材の交流活性化に向けた分析が必要です。

自治のまちの推進

- 平成25年度に実施した区民意識調査では、自治基本条例の認知度が低いことが明らかになりました。このため、自治基本条例の認知度を高めていく取り組みが必要です。

3. 施策の方向性**町会・自治会及び地域活動への支援**

- 地域自治活動を主体的に担っている町会・自治会活動をより活性化させるため、新宿区町会連合会と連携を図り、活動を支援していきます。
- 町会・自治会の活動を区の広報紙ホームページなどを活用し広く紹介していきます。
- 町会・自治会、地区協議会など、地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等と連携が図れるよう、支援について新たな仕組みを検討します。その結果、新しい住民や若者、子育て世代などが自主活動を通じて地域の自治活動とつながり、将来の担い手となることを目指します。
- コミュニティ活動の拠点となる地域センターの機能を高めるため、現在の指定管理者制度を検証し、地域がより主体的に地域活動にとりくむことができる仕組みを検討します。

NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進

- 区民・地域団体・NPO・さらには企業など社会貢献活動を行う主体が多様化しています。地域課題の解決に向けて、より多様な主体と連携し、かつ地域課題の解決へむけて協働支援会議の意見を踏まえながら、協働事業提案制度及び協働推進基金NPO活動資金助成の在り方について検討していきます。
- 複雑・多様化する課題に対して、様々な社会貢献活動団体が連携し、かつ継続して課題に取り組むことができるように、地域、NPO、企業等多様な主体からなるネットワークの構築を目指します。

生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用

- ・ 制度の一層の周知について、ホームページやチラシ以外の方法を検討していきます。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、指導者やボランティアへの需要に応え、地域の様々な人材が交流することができるような取組を進めていきます。
- ・ 地域ごとの現状や課題を明らかにするような分析方法について検討します。
- ・ 情報管理やセキュリティ対策を十分に図り、制度の安定的な運用に努めていきます。

自治のまちの推進

- ・ 自治基本条例の理念を踏まえ、地域のことは地域が責任をもって自ら考え、決め、行動するといった「自治のまち新宿」のさらなる推進に取り組みます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

地域コミュニティに対する意識の向上
 地域の課題解決に向けた活動への参加
 区民がまちを創り、担っていくという自治意識の向上
 区政情報及び地域情報への関心度の向上

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

ふれあい・交流活動、地域でのまちづくり活動の推進
 地域課題を創意工夫して解決するための活動推進
 コミュニティ活動の担い手となる人材の育成
 まちづくり活動の担い手となる人材・団体の育成と連携化
 区民がまちを創り、担っていくという自治意識の向上
 区政情報及び地域情報への関心度の向上

○事業者：

地域でのまちづくり活動・社会貢献活動への参加と協力

○区（行政）：

コミュニティ活動、区政への参加・協働への意識啓発
 コミュニティ活動、区政への参加・協働の担い手となる人材・団体の育成支援
 町会・自治会、NPO団体等の連携支援
 民生委員・児童委員、青少年育成委員会、保護司等との連携支援
 区政情報及び地域情報の発信
 自治基本条例の推進

◆新宿区自治基本条例の概要

《自治基本条例とは》

自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

この条例では、自治の主役である区民の権利や、自治の担い手である区民、議会、区長（執行機関）のそれぞれの役割や責務を定めるとともに、区政運営の基本原則を明らかにしています。

自治基本条例は、区における最高規範として位置づけられています。

《基本理念（第3条）》

- 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。
- 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。
- 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

（協働提案制度の公開プレゼンテーション）



（地域の安全安心の取り組み）



（新宿 NPO 協働推進センター）

※西戸山第二中学校統合後の跡施設を活用して設置



個別施策 I-9 地域での生活を支える取組みの推進

1. めざすまちの姿・状態

判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として 尊厳を持っていきいきと生活を送れる共生社会の実現をめざします。

誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。

誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境をめざします。

2. 現状と課題

成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の普及に伴い、相談件数の増加とともに、相談内容も複雑化しているため、より迅速かつ的確な対応が求められています。
- 認知症高齢者の増加など、身上監護や財産管理を必要とする方の増加も見込まれるため、市民後見人等の新たな担い手の確保などが求められています。

障害者、高齢者、若年非就業者、女性等に対する総合的な就労支援

- これまで障害者の就労支援事業所の飛躍的な増加や就労定着支援事業の創設、高齢者の継続雇用制度の導入等、障害者、高齢者の雇用に関する法整備が着実に進められ、雇用を取り巻く環境は大きく変化しているため、対応が必要です。
- 障害者雇用については、就労に結びつかない人への就職相談や就職準備支援はもとより、障害者雇用の拡大に伴って増え続ける就職後の定着支援について、更なる充実が求められています。
- 高齢者については、ニーズの高い職種の求人開拓に加え、より年齢の高い方への職業紹介等、求められる支援内容の変化に対応することが必要です。
- 若年非就業者の支援については、問題の早期発見とより早い段階からの支援が必要であるとともに、就労が困難な方については、一般就労以外の多様な生き方を視野に入れた包括的かつ長期的支援が必要です。
- 女性が就業しやすい環境を整備し、女性の就職・復職を促進するとともに離職を防止するなど、女性に対する就労支援が必要です。
- 今後は、これからの時代の変化に対応できるように取り組むべき支援の内容を再構築し、多様化するニーズに柔軟に応じた質の高いサービスを提供し続けることが重要です。

誰もが住み続けられる住宅・住環境

- 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障害のある人など住宅の確保が困難な方も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
- 高齢者が地域で住み続けられるしくみづくりや、区営住宅のセーフティネット機能の向上が求められています。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が必要です。

3. 施策の方向性

成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう制度の利用促進を図っていきます。
- 具体的には、制度の利用が必要な人に対する相談や助成を行うとともに、市民後見人の養成と活用についての課題を新宿区成年後見事例検討会等で検討し、より計画的な市民後見人の養成に取り組みます。その上で、関係機関との連携を強化しながら、法人後見制度の検討を含め、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できる支援体制づくりに取り組んでいきます。

障害者、高齢者、若年非就業者、女性等に対する総合的な就労支援

- 各就労支援事業については、時代の変化に対応した事業を展開し、これまで以上に質の高い支援が実現できるよう、支援の内容を再構築します。
- 再構築にあたっては、障害者、高齢者、若年非就業者、女性等、それぞれの分野において、総合的なサービスのあり方を検討します。
- 就労に課題を抱える方については、一般就労をゴールとした支援と併せて福祉的支援を行うことで、だれもがいきいきとくらし、活躍できるまちを目指します。

誰もが住み続けられる住宅・住環境

- 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、事業者と連携した住宅の供給、住み替え等の支援を行うとともに、既存の公共住宅の活用を図ります。

4. 各主体の主な役割(例示)**○区民：**

成年後見制度への理解
高齢者、障害のある人の社会参加支援
職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参加
住み続けられる住まいづくり

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

成年後見制度への理解
高齢者、障害のある人の社会参加支援
地域への情報提供
若者への労働、職場環境に関する相談支援

○事業者：

成年後見制度への理解
高齢者・障害のある人の雇用促進と働きやすい環境づくり
若者への雇用情報提供
良質な住宅の供給

○教育・研究機関：

職業能力向上のための情報提供と職業訓練
インターンシップ、進路指導の充実

○区（行政）：

成年後見制度の利用促進
成年後見制度の周知啓発
高齢者・障害のある人の社会参加・就労、自立等への支援
若者の就労支援
良質な住宅供給の誘導
住宅の供給

(公益財団法人新宿区就労者・仕事支援センター)



個別施策

Ⅱ-1

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

①建築物等の耐震化の推進 ②木造住宅密集地域解消の取組
みの推進 ③市街地整備による防災・住環境等の向上

1. めざすまちの姿・状態

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくり等による安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。

建築物及び建築敷地の耐震化、木造住宅密集地域における住宅の建替え及び共同建替え等を促進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

特定緊急輸送道路沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

2. 現状と課題

建築物等の耐震化

- 建築物の耐震化については、耐震性が不足する建築物が依然として多く残っています。木造建築物の耐震化を促進するためには、予備耐震診断や耐震診断・補強設計から耐震補強工事の実施につなげていくことが課題です。また、マンション等の非木造建築物については、耐震改修工事に向けての合意形成を支援していく必要があります。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、耐震診断から補強設計・耐震補強工事の実施につなげていくことが課題です。
- 建築敷地の耐震化については、古い石積みなど耐震性が不足する擁壁が多く残っており、平成24年度から実施した擁壁及びがけ改修等支援事業についても改修工事費助成件数が少ないことが課題です。

木造住宅密集地域の防災強化

- 共同建替えについては、防災性の向上と住環境の改善に向け、地元の合意形成の支援を円滑に進めることが課題です。関係機関との協議や補助金の適切な執行等を行い、住宅の建替え及び共同建替えを促進するとともに、道路等の公共施設を整備していく必要があります。
- 新たな防火規制は、地区計画と併せて策定することが効果的であるため、地元地権者等に対し不燃化促進の必要性等について丁寧に説明を行い、十分な合意形成を図る必要があります。

再開発による市街地の整備

- 区内には、老朽化した木造住宅が密集し、道路が狭く、防災面や住環境面で課題を抱える地区があり、防災性を確保するとともにインフラ機能を強化し、災害に強い高度な防災機能を備えた高度防災都市づくりを行っていく必要があります。

- これらの地域では、地域の方々が主体となり地域の将来像を見据えた計画的なまちづくりを展開していく必要があります。市街地再開発準備組合等が関係権利者や周辺住民の理解の得られる計画となるよう、組合等の活動に対し、都市計画決定の手續や、関係機関等との協議・調整、助言を行うとともに、補助金等を交付する場合には、適切に執行するなどの支援が必要です。

3. 施策の方向性

建築物等の耐震化

- 木造住宅の耐震化については、モデル地区事業の戸別訪問によるきめ細かな普及啓発活動を実施することで、耐震化を促進していきます。
- 非木造建築物については、東京都と連携し、マンションの啓発活動を実施することで、耐震化を促進していきます。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物については、戸別訪問等を実施し、耐震化を促進していきます。
- 併せて、敷地の耐震化を促進していきます。

木造住宅密集地域の防災強化

- 木造住宅密集地域の建替え促進を一層図るとともに、道路等を整備することで、不燃化による防災性の向上と住環境の改善を図ります。
- 火災危険度が高い地区について、地区計画のほか、新たな防火規制を活用したまちづくりを早急に進めていきます。

再開発による市街地の整備

- 市街地再開発事業等を活用した良質で防災性の高い建築物への建て替え及び道路・公園の整備等の面的なまちづくりを支援し、災害に強いまちづくりにスピード感を持って取り組み、新宿の高度防災都市化の早期実現を図ります。
- 市街地再開発事業等の事業中の地区については、事業の進捗に応じて、地区内及び周辺住民に十分に説明を行うよう市街地再開発組合等へ指導・助言するとともに、補助金等交付などの支援をしていきます。
- 市街地再開発等の事業化に向けて取り組んでいる地区についても、関係機関との協議・調整を行うとともに、地区内及び周辺住民の理解が得られる計画となるよう市街地再開発準備組合等を支援していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

建物の耐震・耐火性の把握と改善
地域の専門家との連携による防災性の向上

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

面的なまちづくり事業による都市機能の更新や防災性の向上

○事業者：

建物の耐震・耐火性の向上
地域の専門家との連携による防災性の向上

○電気・ガス・水道・通信事業者：

災害に強い施設の整備
災害時におけるライフラインの迅速な復旧

○区（行政）：

防災まちづくりの推進
まちづくりに貢献する市街地再開発事業等の支援
都市基盤の整備と不燃化の推進
公共施設の防災性の向上

(西新宿五丁目中央北地区市街地再開発事業完成予想図)



(地震に強いあなたの住まい (パンフレット))



個別施策

Ⅱ-1

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

④災害に強い都市基盤の整備

1. めざすまちの姿・状態

都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。

災害に強い道路・公園づくりを進め、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

2. 現状と課題

道路の無電柱化

- 比較的狭い区道での地上機器の設置場所や歩行者動線を確保することが課題です。また、整備には多くの経費と時間を要することから整備路線の選定については、周辺のまちづくりの状況など総合的な検証が必要です。

道路・公園の防災性向上

- 道路・公園擁壁の安全性を確保するためには、継続的な点検調査を行うことが課題となっています。

橋りょうの整備

- 計画的な補修、補強のため、5年に1回の近接目視の法定点検の実施とともに、橋りょう長寿命化修繕計画を見直して、予算の平準化を図り効率的かつ計画的に補修、補強を行う必要があります。

水害対策

- 異常気象に起因する大型台風や局地的集中豪雨による水害対策に、取り組む必要があります。

3. 施策の方向性

細街路の拡幅整備

- 細街路拡幅整備事業は、災害に強いまちづくりを実現するための重要な施策です。区民、事業者の理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路を拡幅整備していきます。また、今後は高度防災都市化の実現に向けて一層の拡幅整備を推進するため、拡幅可能箇所の土地所有者への協力要請を行う「声かけによる拡幅整備」を拡充していきます。

道路の無電柱化

- 防災・景観の観点から整備の必要性や効果を総合的に評価し、幹線道路から優先的に整備を進めます。整備にあたっては、工期短縮や低コスト化を図るため、各企業者の既存管路を活用して整備することや、比較的狭い区道では地上機器の設置場所に沿道の公共用地や民有地を活用するなど、工夫しながら整備を進めていきます。また、再開発等の機会を捉えて積極的に無電柱化を促進していきます。

道路・公園の防災性向上

- 道路・公園擁壁を対象として、定期的な点検調査を行い、必要に応じて補修・改修を行うことによって、安全性を確保していきます。

橋りょうの整備

- 定期的な点検調査を行い、必要に応じて補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。

水害対策

- 都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、道路の透水性舗装や浸透ますなどの雨水流出抑制施設の整備やハザードマップ等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
- 水位警報（サイレン）装置や防災行政無線により、避難勧告等の水害情報の伝達を行います。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

道路等の防災性の認識

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

面的なまちづくり事業による都市機能の更新や防災性の向上

○事業者：

道路等の防災性の認識

○電気・ガス・水道・通信事業者：

災害に強い施設の整備

災害時におけるライフラインの迅速な復旧

○区（行政）：

防災まちづくりの推進

都市基盤の整備と不燃化の推進

道路・橋りょうの維持・管理

公共施設の防災性の向上

総合的な治水対策の促進

個別施策 II-2 災害に強い体制づくり

1. めざすまちの姿・状態

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちを目指します。

2. 現状と課題

防災意識と地域の防災力の向上

- 首都直下地震発生の切迫性が指摘され、地域の防災力向上に向けた取組の強化が喫緊の課題となっています。一方、区民の防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取組の強化とともに、地域防災の担い手の高齢化や偏在化の解消に向け、幅広い層への防災意識の普及を図り、地域防災活動への参加を促す必要があります。

避難及び避難所運営体制の充実

- 東日本大震災や熊本地震を踏まえ、女性の視点や高齢者等に配慮した避難所運営の体制づくりや備蓄物資の充実などの対策が求められています。

災害時要援護者（要配慮者）の安全確保

- 福祉避難所において、要配慮者の状況に応じた専門的支援ができる人材の確保が課題となっています。また、災害時に円滑な避難・誘導等ができるよう、避難訓練等の実施による災害時応急体制の強化が必要とされています。
- 災害時における来街者を含めた外国人支援の仕組み作りが求められています。

マンション対策

- 区民の8割が集合住宅に居住しているという区の特性を踏まえ、集合住宅・マンション特有の課題に取り組む必要があります。

帰宅困難者対策

- 商業・業務機能が高度に集積し昼間人口を多く抱えることから発生する帰宅困難者対策をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により見込まれる、国内外からの来訪者の増加、超高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策が大きな課題となっています。

3. 施策の方向性

防災意識と地域の防災力の向上

- ・ 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、年齢や国籍を超えた幅広い層の区民が災害発生時に互いに助け合う体制を構築し地域の防災力を向上します。
- ・ 町会・自治会、商店会など地域の各種団体との連携を強化することで地域の防災力向上を図ります。
- ・ 自宅での災害対策を促進するため、災害用品の備蓄、家具転倒防止対策、感震ブレーカーの設置など、日頃からの防災の取り組みを支援します。

災害情報の伝達体制の強化

- ・ 災害情報、避難情報などを区民や来街者に的確に伝達する体制強化を図ります。また、SNSによる情報発信を行い、災害時には多言語で災害情報を発信するなど災害時の外国人支援のしくみづくりに取り組みます。

避難及び避難所運営体制の充実

- ・ 女性の視点を踏まえた避難所運営体制の見直しや、高齢者や障害者をはじめ配慮を要する方の安全安心を確保するための避難所の充実と体制強化を図ります。

災害時要援護者（要配慮者）の安全確保

- ・ 民間事業者との協定締結により、福祉避難所の拡大や避難者への支援を行う人材の確保に取り組みます。また、備蓄物資の計画的な配備・更新、避難所開設・運営訓練等を実施し、災害時応急体制を強化します。

マンション対策

- ・ 震災時の電気・ガス・水道などライフラインの停止による高層階の孤立、エレベーターへの閉じ込めの危険性、長周期地震動による大きな揺れへの対応などマンション特有の問題についての防災対策の充実を図ります。

帰宅困難者対策

- ・ 町会・自治会、商店会、事業所、大学、医師会、防災関係機関との協働による帰宅困難者対策や災害応急活動体制づくり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やその後も見据えた、国内外からの来訪者への対応、超高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策など、商業・業務地域の防災力を強化します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

災害に対する家庭での備え
訓練や講習会への参加
避難の経路、場所及び方法についての確認
地域防災力強化に対する協力

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

災害時要援護者の把握と地域相互支援ネットワークづくりなど、災害時対応の連携
地域における災害時の危険性の把握と情報共有のための支援
災害に強い都市づくりへの参加

○事業者：

事業所の災害に対する安全確保
従業員の防災に関する知識や技術の習得、帰宅困難者対策
災害に強い都市づくりへの参加
地域の専門家との連携による防災性の向上

○電気・ガス・水道・通信事業者：

災害時におけるライフラインの迅速な復旧

○消防：

災害情報の迅速な公表
区民の自主的な防災活動への支援

○区（行政）：

地域防災計画に基づく体制づくり
防災まちづくりの推進
防災に関する啓発と訓練の実施
災害に強い都市づくりのための情報提供と支援

(区が発行している防災に関するパンフレットやマニュアル)



個別施策

Ⅱ-3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

①犯罪のない安心なまちづくり

1. めざすまちの姿・状態

すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

2. 現状と課題

地域の安全・安心

- 安全・安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に関する区民の不安は解消されておらず、防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動の推進や防犯カメラの設置等、より一層の取組みと防犯意識の向上が求められています。

繁華街対策

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、国内外からの来訪者の増加が見込まれ、犯罪や犯罪被害者の増加が懸念されます。また、客引き行為が悪質化、巧妙化しており繁華街の安全安心対策が求められています。

詐欺・消費者対策

- 振り込め詐欺等の身近な犯罪など、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- 悪質商法や契約上のトラブルなど消費生活に関する相談や苦情は多様化、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。
- 特に、被害が潜在化しやすい高齢者や障害のある人などは、次々に悪質商法の被害を受け、生活にも支障をきたすなど深刻な問題となっています。被害の早期発見が求められています。
- 消費者市民社会を構築していくためには、幼児期から高齢期まで人生のライフステージに対応した消費者教育の推進が求められています。

3. 施策の方向性

地域の安全・安心

- 多種多様な犯罪から身を守るために、的確で新しい情報を提供し、防犯意識の向上を図っていきます。
- 警察・消防や関係部署との協力体制をさらに強め、地域における防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動のほか防犯カメラ設置を促進し、犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組みます。

繁華街対策

- ・ 客引き行為防止対策などを進め、繁華街の安全・安心を高め、暮らしやすいまちを実現します。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やその後を見据え、警察署及び民間事業者を含む関係機関との連携により、区民の安全安心に向けテロを初めとする犯罪の抑止へ向けた取り組みについて、より一層の強化を図ります。

詐欺・消費者対策

- ・ 振り込め詐欺等身近な犯罪の防止に取り組みます。
- ・ 幼児期から高齢期までの人生のライフステージに対応した消費者教育の推進に取り組んでいきます。
- ・ 高齢者や障害者など、特に悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供、相談等の対応や、地域の見守り機能や相談機能の強化を図り、潜在化複雑化している消費者問題への関係機関・団体との連携協働のもとの確に対応していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

自分のまちは自分で守る意識の向上
 防犯活動への主体的な参加
 悪質商法等にあわないための情報・知識の収集、意識向上

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域での防犯意識の向上と体制づくり及び自主防犯活動の推進
 消費生活問題に関する意識啓発への協力
 犯罪や悪質商法の被害防止の地域見守り機能

○事業者：

道路への商品はみ出し陳列防止の徹底
 法律を遵守した適切な商行為の推進

○警察：

犯罪発生情報の的確な公表
 区民の自主的な防犯活動への支援
 詐欺や違法な販売行為などの厳格な取締り

○区（行政）：

まちの安全点検の推進
 防犯に関する啓発と防犯活動への支援
 消費生活相談と情報提供の充実
 犯罪や悪質商法の被害を防止する地域のしくみづくり

個別施策

Ⅱ-3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

②感染症の予防と拡大防止 *食の安全対策を含む

1. めざすまちの姿・状態

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちをめざします。

2. 現状と課題

新型インフルエンザ等対策

- ・ 新型インフルエンザの発生時にすべきこと（住民への予防接種等）について、さらに体制の整備を進めていく必要があります。
- ・ 行政と医療機関との連携や医療機関相互の連携をより強くするため、病院と診療所との間や病院間の調整について、様々な状況を想定した訓練を重ねていく必要があります。
- ・ 発生時の医療体制を維持するため、対応可能な診療所及び保険薬局の数を増やす必要があります。
- ・ 新型インフルエンザ感染の拡大を防ぐためには、区民が感染防止のための正しい知識を得る必要があります。

その他の感染症対策

- ・ 保育所、学校、社会福祉施設、医療機関等における感染症の発生・拡大を予防するため、引き続き適切な情報提供、発生時における対応策の助言等を行うとともに、連携をさらに深める必要があります。
- ・ エボラ出血熱などの一類感染症疑いが発生した際の対応など、感染症指定医療機関、医師会、警察、消防などと連携し、訓練を重ねていく必要があります。
- ・ 居住外国人・訪日外国人の増加を受け、外国人の感染症患者も増えていますが、言語や感染症に対する認識の違い、経済的問題等から、その対応は苦慮することが多く課題となっています。特に結核対策においては、日本語学校就学生を中心に、高まん延国出身の外国人が増加し、入国後に結核と診断されることから、その早期発見、治療支援が課題となっています。
- ・ 区内に特定感染症指定医療機関（国立国際医療研究センター病院）や多くの大学病院があり、感染症法に基づく届出数の多い保健所として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会も見据えて、新たな感染症に対する健康危機管理対応も含め、多様な感染症に総合的に対応できる体制を整備する必要があります。

食の安全対策

- ・ 近年の食中毒事件の大半を占めているノロウイルスおよびカンピロバクター、重篤な症状を引き起こす可能性のある腸管出血性大腸菌による食中毒の予防対策を推進する必要があります。

- ・ 区民等の消費者が、生または加熱不十分な状態で食肉・食鳥肉を喫食することの危険性、正しい手洗いの重要性を認識する必要があります。
- ・ 近年の食品流通のグローバル化や多様化に伴い、安全性の確認をさらに進める必要があります。

3. 施策の方向性

新型インフルエンザ対策

- ・ 「新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括BCP」に基づく地域医療体制を構築するために、新型インフルエンザ対策連絡会及び同地域医療体制専門部会を開催し、行政と医療機関との連携や、医療機関相互の連携強化を図っていきます。また、様々な状況を想定した発生時対応訓練を重ねることにより新型インフルエンザの発生に備えていきます。
- ・ 新たに開設する診療所及び保険薬局への防護服等の配付、着脱訓練を実施して、対応可能な医療機関を増やし、発生時の医療体制の強化を図っていきます。
- ・ 普及啓発用のマスク・ポスターを、区有施設やイベントで配布・説明すること等により、区民に正しい知識を広めるよう努めていきます。

その他の感染症対策

- ・ 平常時における、感染症に関する普及啓発、予防接種、健康診断、発生動向調査を実施し、感染症の発生・拡大予防に努めていきます。
- ・ 感染症発生時には、感染症法に基づき、患者に対する調査、家族・接触者に対する健康診断や生活指導等を適切に実施していきます。
- ・ 区職員に対する研修やジョブローテーションを通じて健康危機管理に対応できる人材の育成を強化するとともに、感染症指定医療機関、医師会、東京都など関係機関と連携し、新たな感染症など社会的影響の大きい感染症が発生した際の体制を充実していきます。
- ・ 区内には特定感染症指定医療機関（国立国際医療研究センター病院）や多くの大学病院が存在し、感染症発生時に区内医療機関と保健所が求められる役割は大きいことから、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会も見据えて、医療機関ごとの役割分担を明確にし連携を強化することで、地域の感染症医療体制の充実を図っていきます。

食の安全対策

- ・ 食中毒対策として、食品関連施設への監視指導や食品の検査を充実させるとともに、食の安全に関する正確かつ適切な情報を提供することで、食の安全を確保していきます。
- ・ 食品関連事業者による自主的衛生管理の取り組みが適切に行われるよう、情報の提供、その他の技術的支援を行っていきます。

- 区民等の消費者に対して、広報・区ホームページへの掲載や講習会の開催、パンフレットの配布等により、食品衛生知識の普及啓発及び情報提供を適時・適切に行っていきます。
- 国など関係機関との情報共有、連携の強化を図り、輸入食品の検査などグローバル化等への対応を適切に行い、食の安全を推進していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

感染症予防に対する意識の向上
食品添加物等に関する情報収集

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

感染症予防や食品添加物等に関する意識啓発への協力

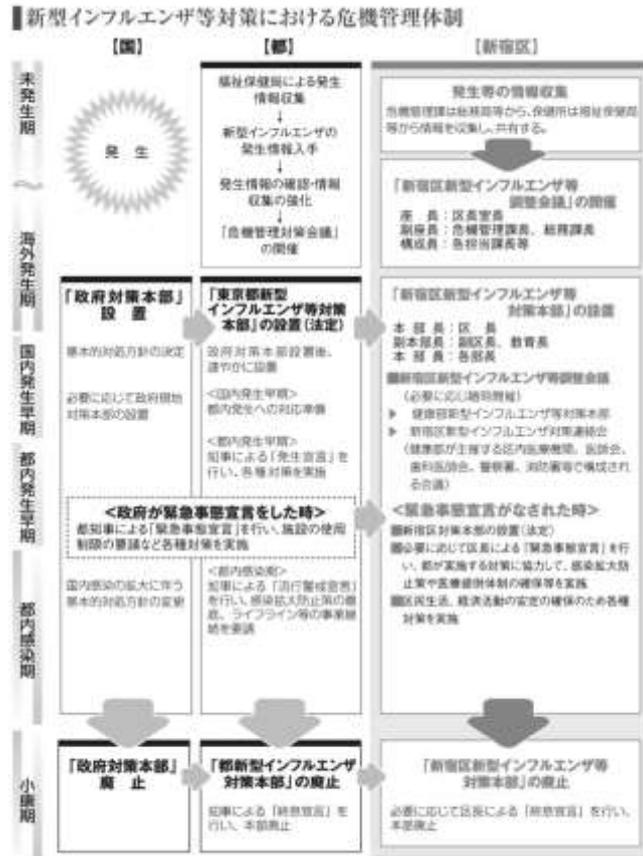
○事業者：

感染症などへの危機管理体制の確立
感染症予防や食品添加物等に関する情報提供

○区（行政）：

感染症など危機管理への総合的な体制づくり
感染症予防や食品添加物等に関する情報提供

(新型インフルエンザ等対策における危機管理体制)



(感染症対策のチラシ)

デング熱・ジカウイルス感染症
を発生させないために、今

水たまりにご用心!
～その水たまりから蚊が発生します～

古タイヤ
植木鉢の受け皿
雨ざらしのバケツ・じょうろ
雨水ます
ビニールシートのくぼみ
空き缶・ペットボトル

デング・ジカウイルスを媒介する蚊

日本ではヒトスジシマカが媒介します。
成虫の活動期は5月から10月まで、木陰や草むらに潜み、主に朝方から夕方まで吸血します。

発生源対策

ヒトスジシマカは、身の回りの小さな水たまりに産卵して、繁殖します。住まいの周辺の水たまりをなくすことで、蚊の発生数を減らすことができます。

蚊に刺されないために

蚊が多い場所や海外の流行地へ出かけの際は、できるだけ肌を露出しないで、虫よけスプレーを正しく使い、蚊に刺されないよう注意しましょう。

新宿区保健衛生課 ☎(5273) 3845 / ☎(3209) 1441

個別施策

Ⅱ-3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

③良好な生活環境づくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

アスベストの除去や空き家の適切な管理、分譲マンションの適切な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくります。

2. 現状と課題

アスベスト対策

- 平成27年度に実施した実態調査の結果でアスベスト有りと判明したものや、アスベストの有無が不明のものについては、継続して含有調査や除去等工事の実施を促すことが重要です。

空き家等対策

- 区内全域の空き家等の所在地や老朽化度等の現状を把握し、空き家等の適正な維持管理や有効活用の促進が必要となります。
- 空き家等の所有者が特定できても相続等で権利関係が複雑化しているケースや、所有者の経済的な理由でただちに改善できないケースがあります。
- 所有者の居住地が遠方のケースや所有者が判明しないケースなど、十分な改善要請を行うことが困難な場合があります。
- 廃棄物に起因する管理不全な建築物は再発する事例も多いため、生活改善などを関係部署と連携して対応していく必要があります。

分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援

- マンション管理相談員派遣制度の利用件数が伸びていないため、利用方法などについて更なる周知を図る必要があります。
- 管理組合が機能していないなどの分譲マンションの管理状況の実態把握に努め、ニーズの把握や対応策を検討し、支援を実施していく必要があります。

路上喫煙対策

- 来街者が多い新宿駅周辺などの路上喫煙対策、特に夜間時間帯への対策が課題です。
- 区で管理している喫煙所は、受動喫煙防止対策など、環境改善を進めていく必要があります。改善にあたっては、道路管理者等の関係機関や地域の理解と協力が必要です。

ポイ捨て防止対策

- 観光客など来街者が増加しているため、ポイ捨て防止等キャンペーンのさらなる周知を行い、より一層のまち美化を推進していくことが求められています。

公害の監視・規制・指導

- 区は、住宅や事務所、工場・事業場、商業施設などが密集しているだけでなく、大規模な建設作業が行われることも多く、騒音・振動・悪臭等の公害が発生しやすい状況となっています。このような都市型公害による生活環境への影響を抑制することが求められています。
- 大気測定や自動車騒音振動測定等を実施し、測定結果を公表することが区民の安全安心に繋がることから、継続的に環境測定を行っていく必要があります。
- 新たな環境に関する課題等の発生に応じて適切に情報収集を行っていく必要があります。

民泊問題への対応

- 無許可で宿泊営業を行う「違法民泊」は、管理責任者が不明確なため利用者による騒音やゴミ出しのルールが守られないなど、区民の生活環境に影響が生じており、苦情や相談が増加しています。また、国の民泊の法制化にあたっては、地域の実情に合った適正なルールづくりが課題となっています。

*民泊（住宅の全部又は一部を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させるサービス）

3. 施策の方向性**アスベスト対策**

- 吹付けアスベストは劣化や損傷、建築物の解体工事等により飛散し健康被害を及ぼすものであるため、建築確認業務や解体の届出業務などの建築に関わる業務との連携の強化を図ります。
- 平成 27 年度に実施した実態調査の結果を踏まえた啓発活動を実施し、アスベスト含有調査や適正な除去等の実施について働きかけていきます。
- 今後の周知・啓発方法として「まずは調査を」との呼びかけを強化していき、区民の方々に所有建築物のアスベスト使用状況を把握していただくことで、アスベスト対策への関心を高めていきます。

空き家等対策

- 管理不全な空き家等による周辺環境への悪影響の問題等に対処するため、特措法や条例に基づき問題解決に粘り強く取り組んでいきます。
- 平成 28 年度に空き家等の所在地や老朽化度等の実態調査を行い、区内の空き家等の現状等を把握するとともに、結果を分析し平成 29 年度に「空家等対策計画」を策定して、同計画に基づき空き家等対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援

- 分譲マンションの適正な維持・管理を促進していくために、管理実態の的確な把握に努め、管理組合が機能していないなどの分譲マンションに対して、管理組合の必要性等の更なる周知・啓発を行い、区からの積極的なマンション管理相談員派遣を行うなど、再生への支援をしていきます。

路上喫煙対策

- ポイ捨てや受動喫煙を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も心地よく過ごせる新

宿となるよう、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者などへの路上喫煙禁止の普及啓発を行っていきます。

- ・ 区が設置している喫煙所について、受動喫煙への配慮など更なる対策のため、喫煙所の整備を進めていきます。

公害の監視・規制・指導

- ・ 公害の監視・規制・指導及びカラス・ハクビシン対策は、公害等を未然に防止し、良好な生活環境を維持するとともに、区民の暮らしや健康を守り、安全安心なまちづくりに不可欠な事業であるため、継続して行っています。
- ・ 今後も、環境測定を継続的かつ定期的に行うことで良好な生活環境づくりに努めていきます。

民泊問題への対応

- ・ 無許可で宿泊営業を行う「違法民泊」が発覚した場合には、指導・是正を行います。また、都市型民泊に関する適正なルールに基づき、適切に対応していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

分譲マンションの適正な維持管理・再生への取組
まちの美化のための公共空間利用ルールの徹底

○事業者：

排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮
分譲マンションの適正な維持管理・再生に係る事業への取組
地域の実情に合った適正なルールに基づく民泊の営業

○区（行政）：

まちの安全点検の推進
まちの美化のための活動への支援
公害対策の推進
分譲マンションの適正な維持管理・再生の支援
民泊営業に関する適正なルールづくり

(路上喫煙禁止ポスター)



(クリーン作戦の様子)



個別施策

Ⅲ-1

回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり

1. めざすまちの姿・状態

新宿駅をはじめとする区内の主要駅周辺において、交通ターミナルとしての交通結節機能と特色ある都市機能を併せ持つ魅力を活かし、歩行者の回遊性、利便性向上を軸とした都市基盤整備と、より魅力的で賑わいあふれるまちづくりを連携して進めることで、歩きたくなるまちをめざします。

2. 現状と課題

新宿駅周辺地区の整備推進

- 東京の拠点としての地位を維持し、世界中の人々から選択される都市としていくためには、各地区の特性を活かし更なる都市機能強化とともに、各地区の連携・回遊性を高め、周辺地域全体での競争力・ブランド力向上を図っていく必要があります。
- 複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅等では、多層で複雑な乗り換え動線や案内サインの不統一など、障害者や高齢者だけでなく、国内外の観光客にもわかりやすく利用しやすい空間づくりが求められています。
- 魅力的で快適な、歩いて楽しい都市空間の創造に向けて、車中心から人中心へとパラダイムシフトしたまちづくりが求められています。
- 地域の活動を支える利用しやすい公共交通の整備をはじめ、荷捌き車や自転車等の適正かつ効率的な利用を支える都市環境整備が求められています。

高田馬場駅周辺地区の課題

- 駅施設が狭いことによる混雑緩和とともに、鉄道の乗り換え経路やバリアフリールートへの安全性、利便性向上を図る必要があります。
- 駅周辺では建物が更新時期を迎えている状況であり、建物の更新に合わせたまちづくりを進めていく必要があります。

中井駅周辺地区の整備推進

- 駅前広場の整備は、計画されている駅前広場や防災コミュニティ施設等を予定どおり整備していく必要があります。

駅周辺地区の共通した課題

- ユニバーサルデザインに配慮した施設整備が求められています。

3. 施策の方向性

駅周辺地区の整備推進

- 新宿駅直近地区は、世界一の乗降客数を誇る新宿駅を擁する交流の核であり新宿の顔であるとともに、世界中から人々を呼び込み、各地域へ送り出す拠点として、国際的な賑わい交流を創造する都市空間づくりを進めていきます。
- 少子・高齢化への対応や障害者の社会参加を促進するだけでなく、更なる外国人観光客の増加に対応するため、誰もがわかりやすく利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した交通ターミナル整備を促進します。

- ・ 歩行者中心で賑わいを感じられる広場・道路空間づくりや、多層的かつ民間との複合的な歩行者ネットワークを整備し、歩行者の回遊性とまちの賑わい向上を図ります。
- ・ 鉄道やバス、荷捌き車、自転車など地域活動を支える多様な交通モードに対応した適切な施設整備とともに、周辺建物等とも連携した駅前広場や自由通路、駐車場等の公共的空間を整備し、人にやさしい総合的な交通システムを構築します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

高齢者・障害のある人の移動への理解と支援

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有
交通環境改善への支援

○事業者：

公共的に利用される建物のバリアフリー化
新たな移送サービス

○区（行政）：

安全な歩行環境づくり
公共施設のバリアフリー化の推進
国、都、事業者と連携した取り組みの推進

(新宿駅東西自由通路イメージ (東日本旅客鉄道株式会社ウェブサイトより))



個別施策

Ⅲ-2

誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現

1. めざすまちの姿・状態

区、地元・事業者、歌舞伎町タウン・マネージメント、関係行政機関、NPO、ボランティア等が官民一体となって、誰もが安心して楽しめる「エンターテイメントシティ・歌舞伎町」を実現し、「国際観光都市・新宿」の魅力を歌舞伎町から世界に向けて発信します。

2. 現状と課題

歌舞伎町地区の活性化

- 平成 28 年 4 月にリニューアルオープンしたシネシティ広場では、オープンカフェや各種イベント等を開催し、新たな賑わいの創出に取り組んでいます。そこで、歌舞伎町タウン・マネージメントが主体となり、区、地元、周辺地権者・テナント等で組織した協議会の下、平成 28 年度から利活用の実証実験を行います。平成 29 年度からは広場を都市再生整備計画に位置付け、道路の特例占用の制度を活用して本格的に利活用ができるよう調整を進めます。また、屋外広告物等を活用したエリアマネジメント事業を軌道に乗せていくことが求められています。
- 客引きとともに不当な高額請求を行う、いわゆる「ぼったくり」が多発しています。警察がぼったくり店舗を摘発して沈静化しましたが、客引き行為等が悪質・巧妙化しています。

道路の適正利用や路上清掃

- 歩行者が安心して快適に散策できるよう、今後も道路施設の維持管理が必要です。
- 靖国通りの駐輪場整備台数は、まだ不足していると考えられます。
- 清掃活動の参加者が固定化しています。

まちづくり誘導方針の推進

- 多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取組やしきみづくりが求められています。
- まちづくり誘導方針の推進については、土地・建物の権利を有する方以外の意見をどのように反映していくかが課題となっています。

3. 施策の方向性

歌舞伎町地区の活性化

- 歌舞伎町ルネッサンスの推進及び歌舞伎町活性化プロジェクトの展開については、歌舞伎町タウン・マネージメントが主体となり、区、地元、周辺地権者・テナント等で組織した協議会の下、賑わい創出のため、シネシティ広場の利活用を促進します。
- 繁華街の防犯活動の推進については、国内外からの観光客を含む来街者の増加を背景に悪質・巧妙化する客引き行為等の根絶に向け「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づく、罰則等を適用するとともにパトロールを

実施するなど、安全安心に向けた取り組みを強化します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やその後も見据え、今後も町会や商店会等の地域団体や警察等の関係各機関と連携し、各種防犯対策に取り組みます。

道路の適正利用や路上清掃

- 道路の整備については、道路施設の維持管理を行うとともに、今後は新宿東宝ビル東側道路やその他の道路についても整備を進めます。
- 警察署や東京都と連携し、地元商店会の協力も得ながら、不法看板の是正指導を強化します。
- 放置自転車を駐輪場へ誘導し、道路の適正利用を進めます。
- 道路の適正利用については、靖国通りの駐輪施設の増設に向けて、関係機関と協議を行います。
- 路上の清掃については、地元やボランティアなどによる清掃活動を実施しています。活動の輪を広げるため、様々な機会を捉えて地域の方々に参加を呼びかけていきます。

まちづくり誘導方針の推進

- まちづくり誘導方針の推進については、テナントに対しても意見聴取を行うなど、まちの将来像について、より深く協議を行っていきます。
- 歌舞伎町地区の道路については、「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」に基づき、整備を進めていきます。

※歌舞伎町の安全安心対策については、基本政策Ⅱの「個別施策3暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり」にある、繁華街対策で取り組んでいきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守
新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組への参加

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

まちの美化のための公共空間利用ルールの徹底
安心して歩ける環境づくりへの取組
新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組への協力

○事業者：

まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守
安心して歩ける環境づくりへの取組
新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組

○区（行政）：

「歌舞伎町まちづくり誘導方針」及び「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」に基づく快適で魅力あふれるまちづくりの推進、安心して歩ける環境づくりへの取組の支援
新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組の支援

個別施策

Ⅲ-3

地域特性を活かした都市空間づくり

1. めざすまちの姿・状態

地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

このことにより、誰もが住みたくする豊かで良好な居住環境を実現します。

2. 現状と課題

地区計画等のまちづくりルール策定

- 地域の個性や魅力を十分に活かしていくためには、各地域にふさわしいきめ細かなまちづくりを進めていく必要があります。また、地域住民の参加と協働により、十分な合意形成を図っていく必要があります。
- 新宿駅周辺では、国際的な存在感や魅力を備えた賑わいと交流あふれるまちを目指し、駅前広場等の基盤整備やまちづくりの検討が求められており、各地区のまちづくりを推進していく必要があります。
- 不燃化を促進するための新たな防火規制は、地区計画と併せて導入することが効果的です。

景観に配慮したまちづくりの推進

- 景観に関する基準は区内一律ではなく、それぞれの地域特性に応じた良好な景観形成基準が求められています。経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれることのないよう、景観まちづくり計画や景観形成ガイドラインに基づいた良好な景観誘導を推進していく必要があります。
- 景観まちづくり計画の目標や理念、制度について、一層の周知が必要です。
- 「地域の景観特性に基づく区分地区」については、それぞれのまちの将来像を実現するため、地元地権者等の意向やまちづくりの進捗に合わせた調査・検討が求められています。
- 屋外広告物の地域ルール策定の意向がある地域については、区民等との意見交換を行いながら、検討を進める必要があります。

3. 施策の方向性

地区計画等のまちづくりルール策定

- 地域の課題にきめ細かく対応していくため、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを定めていくことで、地域の個性や魅力を活かしたまちづくりや不燃化を推進していきます。また、ルールを定めた後の運営体制についても支援していきます。

- ・ 新宿駅周辺では、国際競争力を備えた都市活力の維持・発展に向けた新たな取組を進め、高田馬場駅周辺、信濃町駅周辺及び津久戸町周辺などでは、各地域の特性をいかしたまちづくりを推進していきます。

景観に配慮したまちづくりの推進

- ・ 景観まちづくり計画や景観形成ガイドラインに基づいた、きめ細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めていきます。
- ・ 景観まちづくり計画の目標や理念、制度について、シンポジウムやパンフレットの充実など更なる周知活動を行っていきます。
- ・ 「地域の景観特性に基づく区分地区」の拡大や拡充、指定については、地区計画の策定等まちづくりの進捗に合わせて、今後も区民等との意見交換を行いながら推進していきます。
- ・ 屋外広告物の地域ルール策定の意向がある地域については、区民等と意見交換を行いながら検討していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

- 良好な景観まちづくりへの参加
- 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力
- 住民主導による地域の個性を活かしたルールづくりへの参加

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

- 良好な景観まちづくり活動
- 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参加
- 地域整備のしくみづくりへの参加

○事業者：

- 良好な景観まちづくりへの協力
- 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参加

○区（行政）：

- 良好な景観まちづくりの情報提供
- 良好な景観まちづくり施策の展開
- 都市基盤の整備促進
- 地域個性を活かしたまちづくりへの支援
- 住民主導によるまちづくりへの支援

個別施策

Ⅲ-4

誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり

1. めざすまちの姿・状態

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もが分かりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組むとともに、公衆無線LANの使えるエリアを増やすことで訪日外国人旅行者らが何度でも訪れたいくなるような、安心して快適に新宿の賑わいを楽しめるようなまちをめざします。

2. 現状と課題

ユニバーサルデザインまちづくりの推進

- ・ ワークショップや現場体験などを実施する中で、横断歩道の境界部分の小さな段差の効果やコミュニケーションをとるときの身振り手振り、言葉の使い方の効果など新たな気づきがあったり、ユニバーサルデザインの理念がまだまだ浸透していないという課題が明らかになりました。また、周知啓発事業と併せ、ユニバーサルデザインの更なる理念の浸透やまちづくりの実践を図っていくための新たな取り組みが必要です。
- ・ 新宿駅周辺は、各交通機関が広域かつ重層的に散在しており、既存案内標識の不統一などから利用者に分かりにくい状況であり、東京都や鉄道事業者等との連携が必要です。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の際は国内外からの来街者の増加が見込まれるため、初めて街を訪れる旅行者でもストレスフリーで目的地にたどり着けるよう、視認性が高く判読しやすい案内標識とする必要があります。
- ・ 既存の観光案内標識は、設置から約10年が経過しており、盤面劣化及び地図情報の変化に対応する必要があります。
- ・ 東京都「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」・「東京都版対訳表」(平成27年2月策定)、国が決定した地名等の英語表記ルール及び外国人向け地図記号(国土交通省国土院平成28年3月決定)との整合性のとれた、最新のピクトグラム、マーク、地図記号及び外国語訳を反映する必要があります。
- ・ 新宿駅周辺の観光案内標識については、新宿ターミナル協議会において計画している新たな案内サインの配置計画との調整が課題となっています。

新宿フリーWi-Fiの整備等

- ・ 利用者の利便性向上には、アクセスポイントのネットワーク化(点から線へ、線から面へ)が必要ですが、行政だけで広範囲かつ高密度の整備は困難で、民間による積極的な整備を促進していく必要があります。

- 具体的には、屋外向けアクセスポイントの設置における、設置場所の管理者等との事前調整や、店舗向けアクセスポイントでの新宿フリーWi-Fi 提供にむけた事業者の協力などが必要となります。
- 公衆無線LANは、東京都も積極的に取り組んでおり、都の整備状況等を十分に踏まえた整備が必要です。
- 利便性とセキュリティのバランスを十分に比較衡量した、使いやすく安全なものとする必要があります。

3. 施策の方向性

ユニバーサルデザインまちづくりの推進

- 区民参加型ワークショップにより作成するガイドブックシリーズを活用することで、より多くの区民へ啓発します。また、ユニバーサルデザインを更に推進するための新たな取組みを検討していくことで、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその後を見据え、新宿駅及びその周辺をはじめとするアクセスルートが、国内外からの来街者にもわかりやすく利用しやすいものとなるよう、駅案内サインや観光案内標識等の整備を推進し、利便性と回遊性の向上を図ります。
- ユニバーサルデザインの観点に立ち、公共施設、道路、公園、駅などのバリアフリー化を促進します。

新宿フリーWi-Fiの整備等

- 店舗向けアクセスポイントを持つ事業者に対し、新宿観光振興協会、NTT 東日本と協力して参加を呼び掛けていきます。
- 区内の乗降客数が多い駅周辺に、近隣のビル管理者の協力を得ながら、2～3基程度のアクセスポイントを設置していきます。
- 都の整備する「Free Wi-Fi & TOKYO」と綿密に連絡を取り、効果的・効率的な提供エリアの実現を目指します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

ユニバーサルデザインの意識醸成、高齢者・障害のある人の移動への理解と支援

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

ユニバーサルデザインの推進、高齢者・障害のある人の移動への理解と支援

○事業者：

公共的に利用される建物のバリアフリー化、新たな移送サービス
フリーWi-Fi環境充実への取組

○区（行政）：

ユニバーサルデザインの推進、公共施設のバリアフリー化の推進
フリーWi-Fi環境充実への取組の支援

個別施策 III-5 道路環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するとともに、歩く人にやさしい歩行空間の充実を目指します。

2. 現状と課題

都市計画道路等の整備

- 都市計画道路等の整備では、残る用地の取得や整備に向けた関係機関との調整をする必要があります。

人にやさしい道路の整備

- 人とくらしの道づくりでは、区道の限られた道路空間でどういった整備が可能なか、沿道住民と調整を図りながら整備を進める必要があります。
- バリアフリーの道づくりでは、重点整備地区に限らずニーズが高まっているため、住民や来街者など誰もが使いやすいバリアフリーの道路を整備する必要があります。

道路の環境対策

- 環境に配慮した道づくりでは、効果の検証や耐久性の確認を引き続き行っていくとともに、より一層の効果を高めるため、規模の拡大を図っていく必要があります。

3. 施策の方向性

都市計画道路等の整備

- 都市計画道路等の整備により、周辺道路の混雑緩和など交通の利便性や歩行者の安全性の向上を図ります。

人にやさしい道路の整備

- 安全で快適な歩行空間を確保するとともに、生活する人が安心して暮らしやすい道路空間の整備を進めます。
- バリアフリーの道づくりでは、重点整備地区である高田馬場駅周辺地区の整備を進めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やその後のまちの動向を見据えて、歩行空間のバリアフリー化を進めます。

道路の環境対策

- 環境に配慮した道づくりでは、ヒートアイランド現象の一層の抑制を図るため、遮熱性舗装の施工を拡大して実施するとともに、間伐材の有効活用を図るため、木製防護柵の設置を進めます。
- 街路灯の LED 化を進め、環境保全と省エネルギー化を図っていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

- 道のサポーターなどへの参加
- 道づくりの検討への参加

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

- 地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有

○事業者：

- 道路・交通体系の整備への協力

○区（行政）：

- 道路・交通体系の整備
- 安全な歩行環境づくり
- 道路の維持・管理
- 環境に配慮した道づくりや道路の環境対策の推進
- 国や都と連携し、沿道のまちづくりと一体となった道路の整備

個別施策 III-6 交通環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。

2. 現状と課題

自転車等の適正利用と利便性の向上

- 区道の多くは幅員が狭いことから、限られた空間でどのように自転車走行空間を確保していくかが課題です。また、整備にあたっては都道など他の道路とのネットワーク化を図る必要があります。
- 自転車等（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車）の適正利用を支える都市環境の整備が求められています。

みんなで進める交通安全

- 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。また、高齢社会の到来は、高齢者が交通事故の被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。
- 携帯電話（スマートフォン）等の使用を要因とする交通事故が社会問題となっています。

駐車場整備事業の推進

- 地域の特性、まちづくりと整合した駐車場整備事業の推進が必要です。

鉄道施設の整備推進

- 中井駅付近では南北自由通路の整備を進めている一方、他の地域では朝の通勤時間帯を中心とした踏切による交通遮断、地域分断の解消が求められています。
- 駅ホームからの転落事故が社会的な問題となっています。

3. 施策の方向性

自転車等の適正利用と利便性の向上

- ・ 限られた道路空間の中で路面表示を活用するなど関係機関と連携しながら自転車走行空間を確保していきます。また、都道など他の道路とのネットワーク化を図ります。
- ・ 駐輪場整備や自転車シェアリングなど自転車等の利用を支える環境を整備し、自転車等の適正利用と利便性の向上を進めます。

みんなで進める交通安全

- ・ 自動車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。

駐車場整備事業の推進

- ・ 適正な駐車場整備の需給を把握し、地域の特性に合わせた駐車場整備基準を定めま

公共交通機関の充実

- ・ 公共交通事業者等による都市計画事業と調整を図りつつ交通環境の整備を促進します。
- ・ バリアフリー化やホームドアの設置など、鉄道施設の整備を促進します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

自転車利用のマナー向上
交通ルールの遵守

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

交通安全運動の推進
交通環境改善への支援

○事業者：

駐車場、駐輪場の整備

○警察：

交通安全運動の普及・啓発

○区（行政）：

安全な歩行環境づくり
放置自転車対策等の推進
関係機関との連携強化
交通安全運動の普及・啓発
交通安全施設等の整備

個別施策

Ⅲ-7

豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備

1. めざすまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。

誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、緑量のある街路樹を整備し、地域に住む人だけでなく新宿を訪れる人にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

2. 現状と課題

新宿らしいみどりづくり

- ・ 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、都市のインフラの一つとしてみどりを創出することが課題となっています。
- ・ 戸塚特別出張所前の神田川親水テラスのような親水空間は人気が高く、貴重な空間であるため、今後周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で確保していくことが課題となっています。
- ・ 緑量のある街路樹を整備していくためには、限られた道路空間の中で場所や樹種を選定し、沿道住民と調整しながら整備していく必要があります。

身近な公園等の整備

- ・ 区民1人当たりの公園面積を、都市マスタープランの将来目標でもある都市公園法施行令で定めている標準面積5㎡に近づけるため、公園を確保し、増やしていくことが課題となっています。
- ・ 新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、施設が老朽化している箇所が多いことから、それらを利用しやすくすることが課題となっているため、今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園となるよう整備・管理・運営していく必要があります。
- ・ 新宿中央公園が地域のまちづくりの核となる施設として、どのようにあるべきかを明確にする必要があります。
- ・ バリアフリー化に対応しなくてはならない公園トイレ・公衆トイレの改善を図ることが課題です。

3. 施策の方向性

新宿らしいみどりづくり

- ・ 新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。また、地域の公園を、誰もが楽しく、快適に利用できるよう整備を進めます。
- ・ みどりと潤いのある散策路や快適に利用できる歩行空間を整備していきます。
- ・ みどりの整備にあたっては、生物多様性に配慮します。

身近な公園等の整備

- 引き続き、様々な地域住民との協働により公園の整備計画を作成することで、防災、健康づくりなどの利用ニーズを反映した魅力ある公園の実現を図ります。
- 「新宿中央公園の魅力向上」のための計画を策定し、民間活力の活用を含め、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かしたにぎわいのある公園づくりを進めます。
- 清潔でバリアフリーに対応した公園トイレ・公衆トイレの整備を進めていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

敷地・建物の緑化と保全の推進
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参加
地域の公園の計画づくり・維持管理への協力

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

みどりと水辺の保全と創出のための地域活動
地域の公園の計画づくりへの参加

○事業者：

事業所敷地・建物の緑化の推進
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参加

○区（行政）：

公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出
みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供
公園の維持・管理

個別施策 III-8 地球温暖化対策の推進

1. めざすまちの姿・状態

区内に暮らし、または活動している全ての方々と連携・協働し、CO₂の排出が少ない社会基盤や生活スタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきます。

2. 現状と課題

地球温暖化対策の推進

- 平成27年11月に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、国際社会全体で温暖化対策に取り組むため、条約加盟国のすべてが参加する枠組みである「パリ協定」が採択されました。区も、地球温暖化対策を推進するため、国が掲げる目標に沿って施策をさらに進める必要があります。
- 区の二酸化炭素排出量の8割は民生部門（業務・家庭）からの排出であり、区民と事業者のさらなる削減努力が必要です。
- 区民向け省エネルギー機器等の導入補助について、平成28年度から住宅向け断熱窓改修を新たに開始しました。今後も社会的なニーズにあった補助対象を追加するなど、補助対象・補助件数の見直しを続けていく必要があります。
- 「新宿の森」の森林整備について、森林の成長に併せて森林整備の内容を計画的に見直ししていくことが課題です。

環境学習・環境教育の推進

- 環境学習・環境教育の推進について、区民等に対して広く周知啓発を継続し、環境保全の裾野を広げていく必要があります。
- 自然環境を守り、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには、すべての世代が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むことが重要であり、特に、次代を担う子どもたちへの環境教育を進める必要があります。

3. 施策の方向性

地球温暖化対策の推進

- 区、区民、事業者が連携して省エネルギー・省資源を推進し、地球温暖化・ヒートアイランド対策を進めていきます。
- 区は、区民に向けて、環境学習などを通じ、環境に配慮したライフスタイルへの変換を促すとともに、省エネルギー・新エネルギーの機器の導入支援を継続して実施していきます。事業者に対してはビジネススタイルの転換や、省エネルギー設備への更新等を働きかけていきます。
- 温暖化対策につながる「まちづくり」を新宿区都市マスタープランに体系付けることで、ハードの面から一層の低炭素化につなげていきます。

環境学習・環境教育の推進

- ・ 環境保全・環境教育の裾野を広げるため、環境学習情報センターを活用した区民・事業者・NPO等との協働による環境学習事業を推進していきます。
- ・ 身近な自然の中での体験活動や学校施設を活用した環境学習、環境学習発表会等を通じて、子ども一人ひとりの環境に配慮した実践的な態度・能力の育成を目指します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

環境にやさしい生活スタイルの実践
環境保全活動への積極的参加

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

環境保全活動の推進

○事業者：

環境にやさしい事業スタイルの実践
環境保全活動への積極的参加
環境保全に関する率先行動

○区（行政）：

環境保全に関する率先行動
環境保全活動の普及・啓発・支援
地球温暖化対策の推進
環境学習・環境教育の推進

(伊那の「新宿の森」)



個別施策

Ⅲ-9

資源循環型社会の構築

1. めざすまちの姿・状態

ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。

2. 現状と課題

ごみの減量とリサイクルの推進

限りある貴重な資源を効果的に利用する持続可能な資源循環型の社会システムを確立するには、さらなるごみの減量や資源化の推進、事業者の廃棄物の自己責任による処理へ向けた取り組みが求められています。

3. 施策の方向性

ごみの減量とリサイクルの推進

- ・ 資源循環型社会の構築に向け、3Rの普及啓発に努めるとともに様々な取り組みによって、①ごみ発生量の少ないスリムな社会、②適正なごみ処理を行う社会、③資源回収の拡充による循環する社会、④区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会、の実現を図ります。
- ・ ごみ発生量の少ないスリムな社会の実現に向けては、3Rの意識を醸成し、区民のリサイクル活動を促進します。
- ・ 適正なごみ処理を行う社会の実現に向けて、排出指導の組織的な対応を強化します。
- ・ 資源回収の拡充による循環する社会の実現に向けて、資源・ごみ集積所でのごみと資源の分別の周知徹底や、資源集団回収の更なる推進、施設の有効活用を含めた効率的な資源回収方法の検討と実現を図ります。
- ・ 区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会の実現を目指し、ごみ発生抑制等に向けた方針策定と条例・規則等の整備を進めます。
- ・ 区の収集を利用している事業者に対する、廃棄物自己処理原則に基づく自己処理への誘導や資源化の推進に取り組みます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

- 環境にやさしい生活スタイルの実践
- ごみの減量化とリサイクルの実践
- ごみの排出やまち美化のための公共空間利用ルールへの遵守

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

- リサイクルの推進
- ごみの排出ルールの徹底

○事業者：

- 環境にやさしい事業スタイルの実践
- 環境保全に関する率先行動
- 環境保全活動への積極的参加
- 商品包装の簡素化等によるごみの発生抑制
- リサイクルの推進
- 拡大生産者責任の考え方に基づく行動

○区（行政）：

- 環境保全に関する率先行動
- ごみの減量化とリサイクルの推進

個別施策 III-10 活力ある産業が芽吹くまちの実現

1. めざすまちの姿・状態

異種産業の混在集積と多様な消費者ニーズが溢れる都市特性とを活かし、新しいニーズに対応した新たな事業展開ができるよう事業者を支援することで、産業の活動拠点として魅力的なまちをめざします。

また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりを目指します。

2. 現状と課題

産業の創造・連携・発信

- ・ 創造性を活かした新しい試みを行う事業者に対して、支援を行っていくことが必要です。
- ・ 区立高田馬場創業支援センターの利用者が区内で創業できるよう支援することが必要です。

ものづくり産業の支援

- ・ ものづくり産業については、ものづくり産業を志す人材の創出に向けて、より効果的なPRに取り組んでいくことが必要です。

地域における雇用の促進

- ・ 従来、国の政策であった雇用対策については、地域の自主性・自立性を高める国の方針のもとに、地域の実情に応じた的確な対応が地方自治体に求められてきています。
- ・ 若者や中高年の正規雇用化、高齢者や女性の活躍推進等の課題に取り組むことが必要です。
- ・ 中小企業の人材確保については一層厳しい状況下であり、企業と求職者のミスマッチの解消を図ることも重要な課題です。さらに、中小企業の従業員の定着率向上に取り組むことも必要です。

3. 施策の方向性

産業の創造・連携・発信

- ・ 新宿の持つ異種産業の混在集積した都市特性を活かし、新たな事業展開に取り組む企業を支援します。
- ・ 創業支援については、区内創業の定着に向けた支援に努めます。
- ・ 経営基盤の強化や人材育成の取組みを支援するとともに、連携・交流の場を提供し、企業相互のネットワーク形成を図ります。
- ・ 産業施策などの情報発信に積極的に取り組み、事業活動を支援します。

- ・ 染色業や印刷製本関連業などの伝統産業・地場産業における技術の継承、発展に努めます。また、区内産業や国際観光都市としての新宿の魅力を発信する中で、特に区内ものづくり産業については効果的に発信することで、ものづくり産業を志す人材の創出を図ります。

地域における雇用の促進

- ・ 国、東京都との連携を更に強化するとともに、民間のノウハウを活用し、地域の雇用をめぐる課題に迅速かつ的確に対応していきます。
- ・ 若者や中高年の正規雇用化、高齢者や女性の活躍推進に取り組むとともに、中小企業に対して人材確保等の支援を行うことで、求職者と中小企業のマッチング強化を図ります。また、中小企業の処遇改善を支援し安心して働き続けられる環境を構築します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

伝統産業・地場産業の理解、保存と継承
起業へのチャレンジ

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

区民や事業者に対する情報提供
産業関連のイベントや事業の企画・実施

○教育・研究機関：

新たな研究分野の開拓
企業、区との連携
創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成

○事業者：

異業種交流による新分野の開拓、進出
地域に密着した企業活動
伝統産業・地場産業などの後継者育成
都市特性を活かした新しい産業の創出
創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成
産業関連のイベントや事業への参加
多様な産業における観光と一体となった事業展開

○区（行政）：

産業の活性化のための基盤整備
創業・起業・就業の支援
異業種交流の促進
産業に関する情報提供
多様な産業と観光関連事業者の連携の促進

個別施策

Ⅲ-11

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

1. めざすまちの姿・状態

魅力ある商店街づくりを進め、暮らしやすさとにぎわいの調和がとれた、人々のふれあいと交流のあるまちをめざします。

2. 現状と課題

にぎわいと魅力あふれる商店街支援

- 店主の高齢化や後継者の不在など、商店街を取り巻く環境の変化への対応が必要です。
- 商店会員数の減少や会員の商店街活動に対する意欲の低下など、商店会の組織力が低下しています。
- 商店街が今後も活力を維持していけるように、商店街の魅力づくりの取組みを支援し、商店街に空き店舗を増やさないことが必要です。

3. 施策の方向性

にぎわいと魅力あふれる商店街支援

- 各々の商店街がもつ特性を活かした、個性的で魅力ある商店街づくりを支援します。
- 地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場としての商店街の活性化を図ります。
- 地域資源を活用した商店街の魅力づくりへの取組みを支援します。
- 商店会活動に資する情報の提供により、商店街の新たな取組みを創出していきます。
- 商店街の魅力づくりを推進することで、空き店舗のない活気ある商店街づくりを進めます。また、引き続き、空き店舗活用支援融資制度や空き店舗情報を提供していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

地域の魅力づくりへの参加
地域商店街の活用、イベントなどへの参加
来訪者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

人が集まる魅力的なまちづくり
区民や事業者、来訪者に対する情報提供
商店街に関するイベントや事業の企画・実施

○事業者：

魅力的な店舗づくり
商店街振興への参加・協力
周辺的生活環境への配慮
文化、観光情報の発信・提供

○区（行政）：

多様な主体との連携促進や支援
観光案内制度の整備
観光情報の発信、観光資源情報などの環境整備
商店街への支援

個別施策

Ⅲ-12

まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造

1. めざすまちの姿・状態

新宿が持つ歴史や土地の記憶、文化、芸術などの多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。

官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、「賑わい都市・新宿」の実現をめざします。

2. 現状と課題

漱石山房記念館の整備

- ・ 平成29年9月の開館に向けて、整備事業を着実に進める必要があります。
- ・ ゆかりの地の自治体を始め全国の漱石愛好団体との交流をこれまで以上に重ね、関係を強化することが必要です。

文化の創造と発信

- ・ 区民が文化芸術に触れる機会を拡げるとともに、活動者として、また、愛好家や支援者として、文化芸術に関わっていく仕組み作りが必要です。
- ・ 新宿のまちの魅力として、新宿の歴史文化資源、文化芸術資源等を活用し、区民が地域に愛着や誇りを持つとともに、国内外からの来街者の更なる増加を図る取組みが求められています。
- ・ 新宿では、主に民の力により、新宿ならではの文化が育まれてきました。区内で活動する様々な文化芸術団体やアーティストの活動を、更に活発なものにしていく必要があります。
- ・ 新宿のまちが持つ文化芸術的な魅力を創造・発信するため、文化団体等の自主的な活動を引き出すとともに参加団体間の連携をより深めて、ネットワークづくりを促進することが求められています。
- ・ 新宿クリエイターズ・フェスタの更なる認知度の向上を図るとともに、区内で開催される他の文化芸術イベントとの連携を強化する必要があります。

観光バスの駐車対策

- ・ 大型バスの駐車場不足により、観光バスが歌舞伎町周辺の公道上で乗降・待機しているため、歩行者の安全や交通に支障が出る等の社会的問題になっており、駐車場整備が急務となっています。

新宿の魅力の発信

- ・ 一般社団法人新宿観光振興協会を中心に、区内各エリアの魅力を創出し、回遊性を高める必要があります。
- ・ 外国人観光客の受入れ環境の整備が求められています。
- ・ 新宿の魅力の創造・発信を効果的に行うため、地域団体、企業等と連携し、そのスキル、ノウハウ、ネットワーク等を十分に活用する必要があります。

- 来街者が新宿のまちに満足し、繰り返し訪れていただくためには、区民一人一人が、新宿のまちの魅力を知り、誇りと愛着を持ち、おもてなしの気持ちで来街者を迎えることが必要です。

3. 施策の方向性

文化歴史資源の保存と継承

- 「まちの記憶」を受け継ぎ、貴重な文化・歴史資源を掘り起こし、継承・発展・発信することにより、区民のまちへの愛着と誇りを育み、多くの人がかえりかえし訪れたいまちを実現します。
- 地域の歴史や文化の継承・発展の拠点として、区民をはじめ来街者や文学・歴史ファン等の様々な人々が集い、交流する機会を提供します。

文化の創造と発信

- 新宿の多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、新宿の魅力やブランド力をさらに高め、区民が誇れる、来街者が繰り返し訪れたい「国際観光都市・新宿」を創造します。
- 区民が自分のまちの魅力を再発見できるよう、変化するまちの歴史や地理的特徴、日常の生活に根差した地域ごとの特色・文化的資源を発信していきます。
- 文化芸術が区民の日常の生活に溶け込み、豊かさと潤いがもたらされ、新しい文化芸術の担い手が育成されるまちづくりをすすめます。
- 公共の場をアート作品の発表の場として活用し、新宿のまちの新たな魅力づくりを進めます。

観光バスの駐車対策

- 観光バス駐車場の整備促進を図り、観光バス駐車場を確保することで、外国人観光客等によるにぎわいを創出していきます。

新宿の魅力の発信

- 一般社団法人新宿観光振興協会を中心に、新宿の多彩な魅力を発掘・創造し、観光資源として発信していきます。
- 地域団体、企業等と連携し、そのスキル、ノウハウ、ネットワーク等を十分に活用して、新宿の魅力の創造・発信を効果的に行っていきます。
- 観光施策に先進的に取り組んでいる国や、東京都などの関連機関と連携して、新宿の魅力の創造・発信を更に強力に推進します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

地域の魅力づくりへの参加
 文化・芸術の鑑賞、創作、表現活動への参加
 歴史や伝統文化の理解、保存と継承
 文化・芸術を継承、発展、創造していく人材の育成
 来訪者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

歴史や伝統文化の保存と継承
 文化・芸術に関する活動の情報交換や多様な場づくり
 区民や事業者、来訪者に対する情報提供
 観光資源の保護、活用の推進

○事業者：

文化・芸術に関する企業支援
 自主的な文化・芸術活動の展開
 文化、観光情報の発信・提供
 観光バス駐車場の整備

○区（行政）：

文化・芸術に関する活動の支援と情報の発信
 歴史や伝統文化の保存と継承の支援
 観光案内制度の整備
 観光情報の発信、観光資源情報などの環境整備
 観光バス駐車場の整備促進

(漱石山房記念館 完成予想パース)



(新宿クリエイターズ・フェスタ パンフレット)



個別施策

Ⅲ-13

生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

1. めざすまちの姿・状態

すべての人々にやさしい知の拠点としての図書館の活用を通じて、教育と文化の発展に寄与するとともに、区民が様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決することができるまちをめざします。

区民一人ひとりが気軽にスポーツや学習を楽しみ、子どもから高齢者それぞれが、ライフステージ等に応じて、いきいきとした健康な生活を送ることで、健康寿命の延伸を図り、いつまでも生涯学習スポーツに取り組めるまちを目指します。

2. 現状と課題

図書館サービスの充実

- 図書館は地域の知識基盤として、電子書籍等を含めたデジタルコンテンツへの対応、知的交流や知識創造に向けた取組み、他の機関との連携や NPO、ボランティアとの協働等一層の対応が求められています。
- 新中央図書館等の建設については、新宿区緊急震災対策を受けてスケジュールを改めて判断することとしています。

子ども読書活動の推進

- 図書館を利用した読書機会だけでなく、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行えるような環境整備が必要です。

スポーツ環境の整備

- 「スポーツ環境整備方針」に基づく、区民のスポーツ人口の増加への取組が必要です。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、大会を身近なものと感じられるよう気運醸成を図っていくことが求められています。
- 健康寿命延伸に向けて、体を動かすことの大切さやスポーツ関係事業について、区内連携の更なる強化が必要です。
- 戸山公園箱根山地区多目的運動広場については、区民の利用しやすい運動場として整備するように、都への積極的な働きかけを行うことが必要です。

3. 施策の方向性

図書館サービスの充実

- ・ 区民の主体的な学習を支援するとともに、デジタルコンテンツへの対応など幅広い利用者ニーズに応えられるよう、図書館サービスの充実を図ります。

子ども読書活動の推進

- ・ 家庭、地域ぐるみの読書環境の支援・啓発をしていくとともに、学校や幼稚園・保育園・児童館等の子育て関連施設との連携を更に強化し、サービスの充実等を図っていきます。

スポーツ環境の整備

- ・ ライフステージ等に応じた場や機会を提供し、誰もが気軽にスポーツや学習に取り組み、楽しめる環境づくりを進めていきます。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成として、区民にスポーツを楽しむ場や機会を提供するとともに、大会の開催後も気軽にスポーツができる環境整備を図ります。
- ・ 健康寿命延伸のために体を動かすことの大切さや、スポーツ関係事業について、広く周知していく等、地域をつなぐスポーツコミュニティの推進を図ります。
- ・ 今日のニーズを踏まえ、戸山公園での総合運動場の施設整備の早期実現に向け、より一層、都との連携を強化し、協議を進めていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

生涯学習の実践、家庭で学習・スポーツを楽しむ環境づくり
鑑賞、創作、表現活動への参加、スポーツイベントへの参加

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

自主的な学習機会の創出
生涯学習・スポーツに関する活動の情報交換とネットワーク
地域スポーツの振興と団体相互交流活動

○事業者：

生涯学習・スポーツの支援、地域に根ざしたスポーツ活動の推進
専門家による地域への指導・交流、運動施設の空き時間開放

○教育・研究機関：

生涯学習・スポーツの指導者や専門家などの人材の育成

○区（行政）：

生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供
生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整
図書館機能の充実と中央図書館の再構築の検討

個別施策 III-14 多文化共生のまちづくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」をめざします。

2. 現状と課題

多文化共生のまちづくりの推進

- 新宿区における近年の外国人住民の増加率（5月1日現在の各年比較）は、平成26年から平成27年にかけて約5%（1,895人の増）、平成27年から平成28年にかけて約7%（2,569人の増）と大きく伸びています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、外国人労働者の受入れ拡大などにより、外国人住民の増加傾向は更に進み、より多くの外国人が新宿区に居住することが予想されます。外国人住民が地域で安定した生活を送るための支援事業の充実や、様々な情報の多言語化による受入インフラの整備など、総合的に都市の国際化を推進していく必要があります。
- 流動性が高いという特性を持つ外国人住民に対し、日本の生活ルールなどを効果的に周知するため、日本語学校・不動産業者・大使館・外国人コミュニティ団体・地域団体等の関係機関と連携した情報提供の仕組みを整備する必要があります。
- 互いの文化を理解し、協力し合う関係を構築するための交流事業や交流場所が、日本人・外国人の双方から望まれています。
- 今後、更なる外国人住民の増加を見据えた交流事業や交流場所のあり方を検討する必要があります。

3. 施策の方向性

多文化共生のまちづくりの推進

- 多言語情報の発信、多言語表記の推進など、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、またその後のレガシーとなる環境整備を行います。
- 日本人と外国人が共にまちづくりの課題について審議する「新宿区多文化共生まちづくり会議」や、様々な主体によるネットワーク「新宿区多文化共生連絡会」をはじめ様々な機会を捉えて、日本人と外国人が共に地域で安定した生活を送るとともに、まちづくりに主体的に参加する取組みを推進します。
- 多文化共生のまちづくりを推進する体制をより充実させるため、交流事業のあり方や、他の団体との連携を再検討すると共に、交流拠点であるしんじゅく多文化共生プラザの機能強化を図ります。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

外国人と日本人の相互理解、支援

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

外国人と日本人の相互理解の促進、支援

外国人の地域コミュニティへの受入

○事業者：

外国人と日本人の相互理解の促進、支援

○区（行政）：

外国人と日本人の相互理解の促進、支援

外国人への行政サービスの提供

外国人の地域コミュニティへの参加の促進・支援

個別施策 III-15 平和都市の推進

1. めざすまちの姿・状態

「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づいて、区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちをめざします。

2. 現状と課題

平和都市の推進

- ・ 戦後 70 年以上を経過して、次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さをどのように継承していくか、また、平和の大切さをどのように伝えていくかが課題です。
- ・ 時間の経過によって戦争がもたらす悲惨さを風化させることがないよう、平和の大切さや平和への思いを、世代を超えて共有し、認識を一層深めていくことが重要です。
- ・ 平成 27 年度に「新宿区平和都市宣言」から 30 周年を迎えたことから、改めて宣言の趣旨を区民に周知し、認識を深めていくことが大切です。

3. 施策の方向性

平和都市の推進

- ・ 終戦から 70 年以上が経過し、区民の多くが戦後生まれとなり、戦争を体験された方が 70 歳代を超えることから、空襲や疎開の体験、戦争中の苦しい経験などを、伝え、残していく取組みを進めていきます。
- ・ 「新宿区平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、区民一人ひとりが、平和の尊さと戦争の悲惨さを認識し、平和を守っていく意識を高めるため、様々な事業を通じて、平和への意識の普及啓発に取り組んでいきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

平和に対する意識の醸成
平和に対する意識啓発に係る取組への参加

○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

平和に対する意識啓発に係る取組への参加

○事業者：

職場における平和に対する意識の醸成
平和に対する意識啓発に係る取組への参加・協力

○区（行政）：

平和に対する意識啓発

(平和の灯・平和都市宣言版)



(平和の泉・平和祈念像)



個別施策 IV-1 効果的・効率的な行財政運営

1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)

行政評価制度による、計画・実行・評価・見直しというサイクルを区政運営にいかすとともに、柔軟性と多様性のある民間活力の公共サービスへの活用、戦略的なICTの利活用などを推進することにより、効果的・効率的な区政運営をめざします。

2. 現状と課題

行政評価制度の推進

- 行政評価制度の運用にあたっては、区民への説明責任を果たすため、より分かりやすい評価内容とする必要があります。
- 行政評価制度がより適切に施策・事業の進行管理を行うことができるよう、適宜、これまでの行政評価を振り返り、検証する必要があります。

指定管理者制度等による民間活力の活用

- 区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みをいかした公共サービスの担い手になっています。今後も、積極的に民間の柔軟な発想や専門性をいかし、質の高い行政サービスを提供していくため、区は民間活力の活用を更に進めていく必要があります。

ICTの利活用による効果的・効率的な業務の推進

- 急速に進展する情報化に伴って、効果的・効率的にICTを利活用できる環境を維持していく必要があります。
- ICT機器の適正かつ効率的な運用管理・保守を実施するとともに、ウイルス対策やデータバックアップ等の情報セキュリティ対策の維持・向上を更に充実させていく必要があります。
- 庁内におけるICTの利活用を更に推進するため、ICT利活用に長けた職員人材を育成する必要があります。

効果的・効率的な区政運営に向けた取り組み

- 区税等の財源は、行政サービスを提供するために必要な費用であり、基礎自治体の基盤をなすものです。区税等の収入の確保を図るためには、収納率の一層の向上に努める必要があります。受益者負担のあり方については、引き続き基本的な考え方に基づき適正化を図る必要があります。
- 人員や予算などの限られた行政資源を、効果的・効率的に活用することが、区政運営の基本です。
- マイナンバー制度を活用した、効果的・効率的な行政サービスの提供の推進が必要です。

透明性の高い区政運営

- 透明性の高い区政運営を推進するためには、効果的な区政情報の提供や公開が必要です。

3. 施策の方向性

行政評価制度の推進

- 行政評価制度を日常の仕事に業務マネジメントサイクルとして組み込み、PDCA（計画・実行・評価・見直し）サイクルを着実かつより一層推進していきます。

指定管理者制度等による民間活力の活用

- 区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みをいかした公共サービスの担い手になっており、今後も、積極的に民間の柔軟な発想や専門性をいかし、質の高い行政サービスを提供していくため、区は民間活力の活用を更に進めていきます。

ICTの利活用による効果的・効率的な業務の推進

- 機器等の統合と共有による適正かつ効率的なICT運用を図ります。
- 複雑化・巧妙化する攻撃から区の情報を守るためにウイルス対策やデータバックアップ等によるセキュリティ強化を図ります。
- OJTなど研修等によりICTに長けた職員人材を育成し、ICTスキル・ノウハウを継承しながら、庁内におけるICTの利活用を推進します。

効果的・効率的な区政運営に向けた取り組み

- 区税、国民健康保険料、区立住宅使用料等、行政サービスの提供に要する費用の財源については、高い収納率を維持して負担の公平性を確保し、基礎自治体としての自主性・自立性を高めていきます。
- 受益者負担のあり方については、引き続き基本的な考え方に基づき適正化を図っていきます。
- 効果的・効率的な行政運営を推進するために、職員定員の適正化に取り組むとともに、行政評価や実績等に基づく事業の見直しと経費の削減に取り組めます。
- マイナンバー制度を活用した、効果的・効率的な行政サービスの提供を推進します。

透明性の高い区政運営

- 区民が知りたい情報をより早く提供できるよう、効果的な区政情報の提供や公開に取り組めます。

個別施策

Ⅳ-2

公共施設マネジメントの強化

1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)

区有施設の老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、効果的で効率的な予防保全工事を実施し、施設経費の抑制と、資産（建築物）の長寿命化を図ります。

公共施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。

2. 現状と課題

資産（建築物）の長寿命化

- 区有施設の半数以上が築年数 30 年以上と老朽化した施設が増加していく中、継続的な区民サービスを提供できるよう、建物の長寿命化対策が必要不可欠です。
- 今後、予防保全工事に多額の経費がかかることが見込まれますが、区の財政状況などを踏まえ、今まで以上に劣化状況を適切に把握し、工事費の縮減や平準化を推進する必要があります。

施設の有効活用／公共施設マネジメントの強化

- 老朽化した施設の修繕や更新に係る経費は膨大であり、今後の区財政に与える影響は非常に大きいものとなっています。
- これまでも、空き施設や跡施設についての有効活用に取り組んできましたが、老朽化が進む施設の修繕や更新に係る経費は膨大であることから、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置について取り組む必要があります。

3. 施策の方向性

資産（建築物）の長寿命化

- 公共施設の安全・安心対策と長寿命化を図るため、定期点検の結果や工事履歴を基に対象施設の現況を確認していきます。
- 老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、より優先度の高い工事の順位付けを行い、無駄なく効果的に工事を施工していきます。
- 区有施設のあり方の検討状況などを踏まえ、引き続き計画的な予防保全工事を実施していきます。

施設の有効活用／公共施設マネジメントの強化

- 行政需要に的確に対応するため、施設の機能転換や統廃合などを進めるとともに、民設民営などの手法により必要な施設サービスの確保と維持向上を図ります。
- 施設の有効活用にあたっては、行政需要や地域需要、財政状況等に十分配慮します。
- 跡施設、跡地を事業として活用しない場合には、資産活用として貸付等を行い、財源確保に努めていきます。

個別施策 V-1 窓口サービスの充実

1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)

窓口案内の質の向上を図り、区民生活の身近なところでのサービスの充実に努め、区民視点による窓口サービスの一層の充実を目指します。

2. 現状と課題

窓口サービスの充実

- 区民の多様なライフスタイルに対応できるよう、区民の生活実態に着目し、需要に応じた窓口サービスの充実を図る必要があります。
- 新宿区の人口増加に伴い、区施設窓口に来庁される方が増えており、繁忙期には窓口でお待ちいただく時間が長くなっているため、窓口環境の改善が必要です。
- マイナンバー制度を活用した、窓口サービスの充実が必要です。

3. 施策の方向性

窓口サービスの充実

- 窓口事務の時間延長を引き続き実施し、区民の多様なライフスタイルに対応できるように、窓口サービスを充実していきます。
- コンビニエンスストアでの証明書発行の実施に向けた取り組みなど、マイナンバー制度を活用した、窓口サービスの充実を図ります。
- ICTを活用した区民サービスの充実に努めることで、窓口サービスの利便性向上を図ります。
- 本庁舎や特別出張所などすべての職場の窓口に来られた方への案内を効果的、効率的に行い、より一層の窓口環境の改善に努めます。
- クレジット納付など、収納方法の拡大について調査・研究を進め、区民の利便性の向上に努めます。



個別施策 V-2 職員の能力開発、意識改革の推進

1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)

地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った政策を自ら立案できる職員を育成します。このことにより、地域自治を活かした区民本位の区政運営をめざします。

2. 現状と課題

職員の能力開発、意識改革の推進

- 時代の変化に伴い多様化する地域の行政課題に対し、区民の目線から機動的かつ確に政策を立案し、実行できる職員の育成が求められています。
- また、限られた財源や人員の中、区が将来にわたって安定して発展していくために、職員一人ひとりが常に区の将来をしっかりと見据え、日々その能力を高め、発揮することが求められています。

3. 施策の方向性

職員の能力開発、意識改革の推進

- 区民とともに地域の課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員を育成するため、職層や経験年数などに応じた研修を実施するとともに、時代の変化に応じて研修内容を常に見直し実施します。
- 職員一人ひとりが日々の仕事を実践していく中でより成長できるように、管理監督者向けの人材育成の研修や女性職員の活躍推進に向けた研修等を通じて職員の意識改革を図り、組織の活性化を推進します。
- 区の政策立案の基礎となり、政策形成能力向上に寄与できるよう、区の中長期的・横断的な政策課題についての調査研究や人材育成に取り組みます。



個別施策 V-3 地方分権の推進

1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)

地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進していきます。

2. 現状と課題

地方分権の推進

- 地域の実情にあったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体の権能を充実していくことが必要です。
- 都区制度については、権限と税財源の移譲を着実に推進していく必要があります。
- 地方分権については、地方分権一括法に基づく法令改正等について、適切に対応する必要があります。

3. 施策の方向性

地方分権の推進

- 基礎自治体である新宿区が地域の実情にあったサービスを一層展開できるよう、国や都との適切な役割分担に基づいた権限と税財源の移譲を着実に推進していきます。



資 料

28新総合企第615号
平成28年 7月15日

新宿区基本構想審議会 会長 様

新宿区長 吉住 健一

新宿区基本構想審議会への諮問について

新宿区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問
します。

記

新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

新宿区基本構想審議会 委員名簿

(任期：平成 28 年 7 月 15 日～平成 29 年 2 月 13 日)

区分	氏 名	備 考	
条例第3条第1号	学 識 経 験 者		
	会 長	金安 岩男	慶應義塾大学名誉教授、新宿自治創造研究所長
	会 長 代 理	植村 尚史	早稲田大学人間科学学術院教授、新宿区高齢者保健福祉推進協議会会長
		植田 浩史	慶應義塾大学経済学部教授、新宿区産業振興会議会議長
		小野田 弘士	早稲田大学大学院准教授、新宿区リサイクル清掃審議会副会長
		神長 美津子	國學院大學人間開発部教授、新宿区子ども・子育て会議会長
		野澤 康	工学院大学建築学部教授、新宿区景観まちづくり審議会委員
	久田 嘉章	工学院大学建築学部教授、新宿区防災会議委員	
条例第3条第2号	区 議 会 議 員		
		下村 治生	区議会議長
		有馬 としろう	区議会副議長
		佐原 たけし	区議会議員
		赤羽 つや子	区議会議員
		近藤 なつ子	区議会議員
		志田 雄一郎	区議会議員
	ふじ川 たかし	区議会議員	
条例第3条第3号	区 民 又 は 区 内 各 種 団 体 構 成 員		
		浅見 純子	区立中学校 PTA 協議会
		石田 孝子	しんじゅく女性団体会議
		今井 康之	新宿区障害者団体連絡協議会
		大浦 正夫	町会連合会
		大崎 秀夫	町会連合会 ※平成 28 年 9 月 5 日から
		古田 末彌	町会連合会 ※平成 28 年 7 月 26 日まで
		海東 和貴	区立小学校 PTA 連合会
		金澤 由利子	公募委員
		金子 和子	スポーツ推進委員協議会
		木島 富士雄	新宿区医師会
		小池 玲子	公募委員
		関根 恵美子	公募委員
		只野 純市	地区青少年育成委員会会長会
		辻 彌太郎	新宿区高齢者クラブ連合会
		土屋 慶子	地区協議会連絡会
		二藤 泰明	公募委員
		馬場 章夫	東京商工会議所新宿支部
		林 直樹	町会連合会
		福井 清一郎	新宿区商店会連合会
	船木 充実	新宿区民生委員・児童委員協議会	
	八名 まり子	公募委員	
	山下 馨	新宿NPOネットワーク協議会	

新宿区基本構想審議会起草部会 委員名簿

氏 名	備 考
部会長 植村 尚史	早稲田大学人間科学学術院教授、新宿区高齢者保健福祉推進協議会会長
部会長 代理 金安 岩男	慶應義塾大学名誉教授、新宿自治創造研究所長
植田 浩史	慶應義塾大学経済学部教授、新宿区産業振興会議会長
小野田 弘士	早稲田大学大学院准教授、新宿区リサイクル清掃審議会副会長
神長 美津子	國學院大學人間開発部教授、新宿区子ども・子育て会議会長
野澤 康	工学院大学建築学部教授、新宿区景観まちづくり審議会委員
久田 嘉章	工学院大学建築学部教授、新宿区防災会議委員

新宿区基本構想審議会審議経過

開催回	開催年月日	会 場	審議事項等
第 1 回	平成 28 年 7 月 15 日(金)	本庁舎 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・会長の選出、会長代理の指名 ・諮問 ・基本政策Ⅰ 暮らしやすさ 1 番の新宿
第 2 回	平成 28 年 7 月 26 日(火)	本庁舎 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本政策Ⅰ 暮らしやすさ 1 番の新宿
第 3 回	平成 28 年 9 月 5 日(月)	本庁舎 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
第 4 回	平成 28 年 10 月 14 日(金)	本庁舎 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造
第 5 回	平成 28 年 10 月 21 日(金)	本庁舎 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造 ・基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立 ・基本政策Ⅴ 好感度 1 番の区役所
第 6 回	平成 28 年 11 月 8 日(火)	本庁舎 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案審議
第 7 回	平成 29 年 1 月 31 日(火)	本庁舎 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議
第 8 回	平成 29 年 2 月 13 日(月)	本庁舎 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議 ・答申

新宿区基本構想審議会 起草部会審議経過

開催回	開催年月日	会 場	審議事項等
第 1 回	平成 28 年 9 月 5 日 (月)	本庁舎第 4 委員会 室	<ul style="list-style-type: none"> ・起草部会設置要綱について ・部会長の選出、部会長代理の指名 ・骨子案について
第 2 回	平成 28 年 10 月 14 日 (月)	本庁舎第 4 委員会 室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案について
第 3 回	平成 28 年 10 月 21 日 (金)	本庁舎第 4 委員会 室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案について
第 4 回	平成 28 年 11 月 8 日 (火)	本庁舎 11 会議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案について

答申

新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

発行年月 平成29年3月

印刷物作成番号
2016-40-2101

発行 新宿区基本構想審議会事務局
新宿区総合政策部企画政策課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03-5273-3502（直通）

この印刷物は、業者委託により
1,000部印刷製本しています。
その経費として、1部あたり
291円(税込)がかかっています。
但し、編集時の職員人件費や配
送経費などは含んでいません。



地球環境保全推進のため、古紙配合率70%再生紙を使用しています。
白色度70%再生紙を使用しています。

